

四條畷市人権行政基本方針

～人権文化をはぐくむまちづくりをめざして～

2009年(平成21年)10月策定

2016年(平成28年) 3月改定

2022年(令和 4年) 3月改訂

2025年(令和 7年) 6月改定



はじめに

世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と人権の普遍性について謳っています。

また、世界人権宣言の精神に法的拘束力を与えるものとして条約化し、日本も批准している国際人権規約においては、人権が「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」として、差別の禁止をうたっています。

これら人権や差別の禁止については、どれだけ時代が変化しようとも変わることはなく、一人ひとりが大切にし、生活する上で実践していく必要のある永久不変の理念です。

しかし、情報化の進展、様々な技術開発や革新に伴い、人々の生活が豊かになっていく一方で、近年では、性的マイノリティの方々の人権問題や未知の感染症に関する差別や偏見、さらには、インターネットを通じた人権侵害事案が深刻化している状況です。また、世界に目を向ければ、様々な地域で紛争が発生、長期化し、最大の人権侵害である戦争により人の命が奪われるといった、悲しく、許しがたい事象も頻発しています。

本市ではこれまで、1984年(昭和59年)の非核平和都市宣言にはじまり、人権擁護都市宣言、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例の制定など、人権施策の推進に向けた種々の取り組みを行ってきました。そして、具体的な方針として、2009年(平成21年)にこの四條畷市人権行政基本方針を策定し、以来、先人方々から、様々な貴重なご助言、お知恵やご知見などをいただきながら改定を重ね、今回3回目となる改定へと至ることができました。

この新たな基本方針を基に、本市においてさらに積極的な人権施策を推進し、各都市宣言や条例の理念である一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進に努めてまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の改定にあたり、熱心にご審議を行っていただきました人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員のみなさまをはじめ、全ての関係者の皆さま方に厚く御礼申し上げます。



令和 7年 6月

四條畷市長 銭谷 翔

四條畷市人権行政基本方針
～人権文化をはぐくむまちづくりをめざして～

目次

第1章 基本方針の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)人権を取り巻く国や大阪府及び社会の状況・・・・・・・・	1
(2)本市におけるこれまでの取組経過・・・・・・・・	2
(3)基本的な考え方・・・・・・・・	3
第2章 本市における主要な課題・・・・・・・・	5
(1)女性の人権について・・・・・・・・	6
(2)子どもの人権について・・・・・・・・	9
(3)高齢者の人権について・・・・・・・・	12
(4)障がいのある人の人権について・・・・・・・・	15
(5)部落差別(同和問題)について・・・・・・・・	17
(6)外国人の人権について・・・・・・・・	19
(7)インターネットに関する人権侵害について・・・・・・・・	22
(8)性的マイノリティの人権について・・・・・・・・	24
(9)職場における人権について・・・・・・・・	26
(10)さまざまな差別や人権侵害について・・・・・・・・	28
第3章 人権行政の確立に向けて・・・・・・・・	30
第1節 基本的な方針と取組内容・・・・・・・・	30
(1)市民主体・市民自治の推進・・・・・・・・	30
(2)人権部局と企画部局との連携・・・・・・・・	31
(3)職員研修と市民意識の把握・・・・・・・・	32
(4)行政情報の開示と個人情報保護・・・・・・・・	32
(5)多角的な市民向け人権教育・啓発の展開・・・・・・・・	33
(6)人権侵害の救済に向けた相談体制・・・・・・・・	34
第2節 主要な課題解決に向けた取組・・・・・・・・	35
(1)女性に関わる人権・・・・・・・・	35
(2)子どもの人権・・・・・・・・	36
(3)高齢者の人権・・・・・・・・	36
(4)障がいのある人の人権・・・・・・・・	37
(5)部落差別(同和問題)・・・・・・・・	37
(6)外国人の人権・・・・・・・・	38
(7)インターネットに関する人権侵害・・・・・・・・	38
(8)性的マイノリティの人権・・・・・・・・	39

(9)職場における人権	39
(10)さまざまな差別や人権侵害	39
第4章 基本方針の推進にあたって	40
(1)市民の主体性発揮の推進	40
(2)庁内推進体制の整備	40
(3)取組内容の進捗管理の徹底	41
付 人権行政概念図(別紙1)	42
付 人権行政基本方針と第6次四條畷市総合計画との位置づけ(別紙2)	43
付 行政と市民・関連団体関係図(別紙3)	44
付 用語解説	45
(参考資料)	55
◎四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例	56
◎四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則	57
◎四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員名簿	58
◎四條畷市人権施策推進本部設置要綱	59
◎四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会への諮問書	61
◎四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会からの答申書	62

第1章 基本方針の趣旨

(1)人権を取り巻く国や大阪府及び社会の状況

国際連合(以下、「国連」という。)は、第二次世界大戦の後、「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和を実現することに通じる」という基本精神のもとに、1948年(昭和23年)の第3回国連総会で「世界人権宣言」⁽¹⁾を採択しました。

これは、「人権」という理念を国際社会の新しい秩序の土台とするもので、国連はこの「世界人権宣言」の理念に基づき、1965年(昭和40年)に「人種差別撤廃条約」⁽²⁾を、1966年(昭和41年)には「国際人権規約」⁽³⁾を採択しました。

さらに、「女子差別撤廃条約」⁽⁴⁾、「児童の権利条約」⁽⁵⁾、「障害者権利条約」⁽⁶⁾など、今日までに30に及ぶ国際人権関連の条約等を採択するとともに、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を定めて、重要な人権課題について集中的な取組を展開するなど、国際間の平和を先導的に推進する主体として、世界的な人権の保障に努めてきました。

その後、1994年(平成6年)の第49回国連総会において、「人権教育のための国連10年」の決議と行動計画(1995年〈平成7年〉～2004年〈平成16年〉までの10年)を採択しました。

これらは、「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれ、世界各地で人権教育を積極的に推進してきました。

現在は、2015年(平成27年)の国連総会において加盟国の全会一致により採択された、SDGs⁽⁷⁾(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)という新たな国際的な目標に関する合意がなされ、2030年(令和12年)を期限に、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットが設けられています。

これら目標やターゲットはジェンダー平等や女性の視点、子どもの人権などの個別的な項目だけではなく、全て「人が生きること」と関連しており、根幹には、普遍的な概念としての人権尊重の考え方がベースにあります。

このような人権確立の努力が世界的に積み重ねられている中でも、残念ながら今日に至るまで、世界各地では地域戦争や民族紛争、内戦が勃発し続けており、特に近年テロ活動などが活発化し、多くの人命が奪われるのみならず、略奪や誘拐などといった深刻な人権侵害や差別が続いている状況にあります。

一方、日本における人権問題への取組は、1965年(昭和40年)の内閣同和对策審議会答申⁽⁸⁾により大きな転換を迎えるとともに、同和問題の解決が国の責務と明言されたことで、1969年(昭和44年)制定の同和对策事業特別措置法⁽⁹⁾など、様々な取組が行われてきました。

また、近年においてはDV防止法⁽¹⁰⁾、女性活躍推進法⁽¹¹⁾、改正児童買春、児童ポルノ禁止法の施行⁽¹²⁾のほか、2016年(平成28年)以降、「改正障害者差別解消法⁽¹³⁾」、「ヘイトスピーチ解消法⁽¹⁴⁾」、「部落差別解消推進法⁽¹⁵⁾」のいわゆる人権関連3法などが制定、施行されるなど、人権に関する法整備がなされています。

このような流れを受け、大阪府においても、2019年(令和元年)に、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」のいわゆる人権関係3条例が制定、改正され、2022年(令和4年)には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されるなど、地方行政の場においても人権に関するルール作りが進んでいます。

人権教育については、2002年(平成14年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が策定され、この国の基本計画に基づき、文部科学省は2003年(平成15年)に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置しました。

同会議における三回にわたるとりまとめでは、これまでの同和教育をはじめとする、人権教育の実践が明らかにしてきた成果や教訓を踏まえ、人権教育の充実につなげていくことが求められています。

これらの取組により、人権尊重の社会に向け一定の効果をあげているものの、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人、LGBT⁽¹⁶⁾、アイヌの人々、HIV感染者、ハンセン病⁽¹⁷⁾回復者への差別など、様々な差別や人権侵害は今日でも日本の社会に存在し続けています。

また、社会状況の変化に伴い、インターネットやSNSなどを通じた人権侵害や集団による民族差別的な主張の広がりなどの新たな人権侵害の発生や、性的指向や性自認に関するものとして、LGBTQ+⁽¹⁸⁾やSOGIE⁽¹⁹⁾という言葉も生まれ、2023年(令和5年)にはいわゆるLGBT理解増進法⁽²⁰⁾が施行されるなど、人権に関する課題や価値観は多様化しています。

(2)本市におけるこれまでの取組経過

人権の多様な側面を踏まえた行政の役割は、「憲法の理念を地域社会で住民自治という民主主義によって実現していくこと」にあります。憲法では個人の尊厳を根本原理に、基本的人権を保障するためにさまざまな市民の権利と自由を明記しており、とりわけ人々の生活に関する業務に直接的に携わっている基礎自治体の責務は憲法の理念を地域社会で実現することであり、すべての部局は人権と密接に関連しています。

したがって、自治体行政とは人権行政そのものであり、憲法が保障する権利、市民の権利と自治体行政の具体的業務との関係、そして、差別や人権侵害を解消していく施策との関係など、人権行政に関わる内容を図にまとめると、「人権行政概念図」(別紙1)のようになります。

本市ではこれまで、1984 年(昭和 59 年)の非核平和都市宣言にはじまり、1993 年(平成 5 年)には人権擁護都市宣言を、2003 年(平成 15 年)には四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例を制定し、平和行政の推進に加え、人権文化豊かな社会の実現をめざして、市民及び市職員に向けての人権啓発や研修、加えて人権相談窓口の設置など多岐にわたる施策に取り組んできました。

さらに、より着実、効果的に人権施策を推進するために、2009 年(平成 21 年)に「四條畷市人権行政基本方針」(以下、「基本方針」という。)の策定、2011 年(平成 23 年)には「基本方針に基づく行動計画」(以下、「行動計画」という。)の策定、2016 年(平成 28 年)には事業評価や進捗管理の円滑化を趣旨とする基本方針の改定、さらには 2022 年(令和 4 年)には、社会情勢への変化に対応するための基本方針の改訂を行い、人権部局だけでなく、すべての部署が連携して人権施策を推進するという方向性の位置づけ、実施する施策に人権の視点を持つために職員全てが人権啓発要員であるとの理念の浸透など、取組を全庁的なものとするため、各部署への人権施策推進リーダーの設置など部署横断的な施策の推進を図ってきました。

本市では、まちづくりの指針である第6次四條畷市総合計画(以下、「総合計画」という。)において「人権尊重のまちづくり」を基本理念の一つとして位置づけ、人権行政の推進に向け、総合計画と基本方針を両輪にさまざまな取組を進めていることから、この基本方針は総合計画と密接な関連を持つものであり、同時に四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例とも密接な関係性を有しています。

これらの関係性を表にまとめると、「人権行政基本方針と第6次四條畷市総合計画との位置づけ」(別紙2)のようになります。

今般、令和7年度で前回の改定から10年を経過し、基本方針の期間が満了を迎える中で、人権をめぐる状況にも変化が生じており、また、総合計画の第2フェーズ開始にも合わせて、基本方針を現在の社会状況に適切に対応したものとし、人権施策のさらなる充実を図る必要があるために基本方針を改定しました。

(3)基本的な考え方

基本方針は、本市の人権施策推進に向けた根幹に据え置くものという位置づけの下、2009 年(平成 21 年)の策定から現在に至るまで、時代とともに変化する市民の意識を反映する観点からの人権に関する市民意識調査や、専門的な見

地からの意見を取り入れることを趣旨とした四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会での議論などを経ながら、その時々における社会の状況に適切に対応したものとなるよう、これまで改定を重ねてきました。

このように、人権行政の推進に際しては、時代の変化に対応することが求められる一方で、世界人権宣言で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われているとおり、人権は本質的には普遍的な概念であり、その根源となる部分は時代を経ても変わるものではありません。

また、基本方針の第3章「人権行政の確立に向けて」の中で設定している行動指針に基づいた事業に対して、毎年四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員からの意見をいただきながら、過去より継続的な事業評価や進捗管理を行っており、これまでの経過を踏まえながら引き続き事業の評価を行っていくことが、今後の本市の人権行政の推進に資すると考えられます。

このことから基本方針の改定や見直しについては、既存の基本方針をベースとすることを基本的な考え方に据えながら、必要な時点修正を行っていくこととします。

なお、基本方針の期間は 2025 年度(令和 7 年度)を初年度に、総合計画との関係を踏まえ、2035 年度(令和 17 年度)までとしますが、その期間においても社会情勢や必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

第2章 本市における主要な課題

本市では、総合計画において人権尊重のまちづくりを基本理念の一つにとらえ、全庁的に人権施策を進めてきましたが、人権行政を確立していくためには、各施策がさまざまな現在の課題や、人々の意識の変化などにより、新しく生成され、また変化する人権問題に適切に対応していくことが求められます。

今回の改定にあたって2024年(令和6年)に実施した人権に関する市民意識調査の結果を、2019年(平成31年)に実施した前回調査の結果と比較すると、様々な人権問題について、全般的に関心が高まっている傾向にあります。自分の人権が侵害されたと感じたことがあると回答した人の割合が10%以上増加するなど、必ずしも人権問題への関心の高まりが人権侵害事案の減少に繋がっているわけではないと捉えることができる一方で、自己の人権が侵害されたと感じた人の数が増えたことは、人権そのものに対する意識が生じている結果でもあり、この間の啓発などの取組の効果があつたと見ることもできます。

本章では、人権に関する市民意識調査の結果を踏まえながら、人権行政の推進に向けた各項目ごとの現状を把握するとともに課題を抽出し、これら課題の解決に向けて取り組むべき事項を行動指針として定め、各部局が行動指針に従った事業を行うことで市役所全体として人権行政の確立を図っていきます。

(1)女性の人権について

人権とは、男女の区別によらず、等しく保障されるべきものですが、女性の人権については、さまざまな形で差別がありました。

しかし、1975 年(昭和 50 年)の「国際婦人年」、1976 年(昭和 51 年)に国連総会で採択された「国連婦人の 10 年」、及び 1979 年(昭和 54 年)の女子差別撤廃条約の採択をきっかけに、女性の人権尊重を念頭に置いた運動の展開により、世界的に大きな人権擁護を実現させてきました。

現在では、2015 年(平成 27 年)の国連総会において採択された、SDGs においても、ジェンダー平等や女性の視点が謳われるなど、世界的に見ても大きな人権課題として位置づけられています。

日本においては 1985 年(昭和 60 年)に条約を批准してから、1986 年(昭和 61 年)に男女雇用機会均等法、1997 年(平成 9 年)に改正男女雇用機会均等法⁽²¹⁾、1999 年(平成 11 年)男女共同参画社会基本法⁽²²⁾、2001 年(平成 13 年)にDV防止法の施行、2014 年(平成 26 年)には国において初めて女性活躍推進を担当する大臣職が創設され、続く 2016 年(平成 28 年)には女性活躍推進法⁽²³⁾が施行されるなど、さまざまな分野での男女共同参画の向上、配偶者などからによるあらゆる暴力の根絶など、問題の解消に向けた取組みが実施されてきました。

しかしながら、世界経済フォーラム⁽²⁴⁾が毎年発表する GGI(各国の男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数)によれば、日本の順位は 146 か国中 118 位(2024 年(令和 6 年)時点)と、世界的に見れば男女格差の解消は進んでいるとは言えない状況であり、男女共同参画社会の実現は、日本における重要課題のひとつであり、人権政策の柱の一つにもなっています。

現状と課題

本市においては、2006 年(平成 18 年)に四條畷市男女共同参画推進条例の施行、2009 年(平成 21 年)に四條畷市男女共同参画推進計画(なわてあじさいプラン)を策定、2011 年(平成 23 年)に四條畷市男女共同参画都市を宣言しました。

これらに基づき、互いの性を尊重し合い、それぞれが心豊かに自分らしく、個性と能力を発揮できるまちづくりをめざし、講座や講演会、セミナー等の開催のほか、就学前、就学时における男女平等教育の実施、さらに女性議会の開催などを通して女性の活躍推進を進めてきました。

しかし、固定的な性別役割分担の意識は男女共同参画を阻む要因となり、2024 年(令和 6 年)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査でも、前回

調査よりも数値は改善しているものの、「仕事(収入の確保)は男性の役割」と答えた人の割合が 45%、「乳幼児の世話は女性の役割」と答えた人の割合が 49% (いずれもどちらかといえはを含む)といった結果が出ている状況です。

ほかにも、「政治の場」「社会通念、慣習」「社会全体として」男性が優遇されている(どちらかといえはを含む)と答えた人の割合がいずれも 50%を超えており、社会システム上、男女共同参画が保障されていないと多くの人が考えている状況となっています。

過去の調査と比べ、多くの項目で数値は改善しており、性別役割分担の意識が社会的な問題であるという認識は広がりつつあるものの、実際に家事や介護を女性が主に担う状況は解消されておらず、また、ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメント被害の実態としては依然女性が多い状況であり、さらにはマタニティーハラスメントなど女性固有の人権侵害の事例も絶えない状況となっています。特に近年本市におけるドメスティックバイオレンスを受けている女性からの相談件数は増加傾向にあります。

これらを踏まえ、市民の意識改革、問題への積極的なアプローチが重要であり、地域の活性化や、近年では頻発する自然災害の場においても女性の視点の必要性が叫ばれるなど、魅力的なまちづくりに男女共同参画の視点は欠かせません。

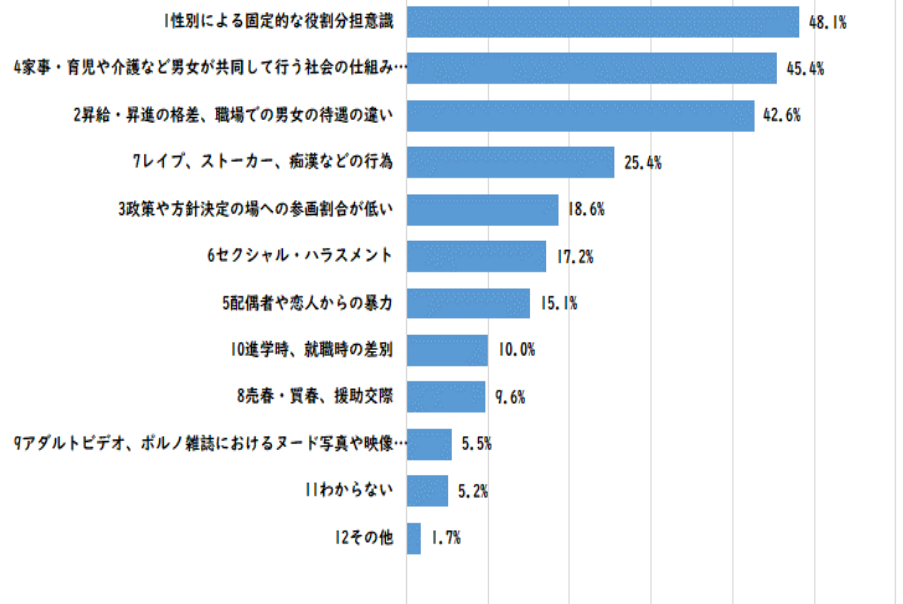
◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問4)女性の人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(特に問題があるものに☑を3つまで)

1. 性別による固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)
2. 昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い
3. 政策や方針決定の場への参画割合が低い
4. 家事・育児や介護など男女が共同で行う社会の仕組みが整っていない
5. 配偶者や恋人からの暴力(DV)
6. セクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)
7. レイプ(強姦,ごうかん),ストーカー,痴漢などの行為
8. 売春・買春、援助交際
9. アダルトビデオ、ポルノ雑誌におけるヌード写真や映像の商品化
10. 進学時、就職時の差別
11. わからない
12. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
1	140	48.1
4	132	45.4
2	124	42.6
7	74	25.4
3	54	18.6
6	50	17.2
5	44	15.1
10	29	10.0
8	28	9.6
9	16	5.5
11	15	5.2
12	5	1.7

n=291



(2)子どもの人権について

国連では、1989 年(平成元年)に児童の権利条約(子どもの権利条約)を採択し、条約を補完するために 2000 年(平成 12 年)に「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が採択されました。

日本では、1994 年(平成 6 年)に条約に批准し、子どもが持つ最も基本的な権利として「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を柱とし、この条約の趣旨に基づき、1999 年(平成 11 年)に日本でも児童買春、児童ポルノ禁止法が施行されました。

さらに 2014 年(平成 26 年)には、改正児童買春、児童ポルノ禁止法が施行され、より対象を拡大して取り締まりを行うことで、未成年の権利の擁護をめざした取組がなされました。

また、成長過程において、いじめの影響は重大であることから、2013 年(平成 25 年)にいじめ防止対策推進法⁽²⁵⁾が施行されました。

さらに、子育て世帯の収入の指標の一つである、子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は増加傾向にあり、その対策として、子どもの貧困対策の推進に関する法律⁽²⁶⁾が 2014 年(平成 26 年)に施行されました。

昨今、インターネット上でのいじめなど、子どもたちを取り巻く環境は、ますます複雑かつ深刻になっており、将来の社会を担う子どもたちをどのように育てるのかは、その社会の存亡に関わる重大な問題です。

これら複雑化することどもを取り巻く環境の改善に向け、2023 年(令和 5 年)には、国において、子どもの権利条約に定められている子どもの権利を包括的に保障していくための法整備として「こども基本法」⁽²⁷⁾が施行され、併せてこども家庭庁が設置されています。

現状と課題

本市においては、1984 年(昭和 59 年)に青少年健全育成都市宣言を行い、また 2003 年(平成 15 年)に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定しました「なわて子どもプラン」を基本に、ふれあい教室及び放課後子ども教室の開設や、ボランティアによるお話し会の開催、子どもの安全の観点からは、警察や防犯委員会、教育委員会と連携した不審者情報の提供、さらに虐待などの相談窓口において関係機関との連携を図るなどの取組を実施してきました。

2015 年(平成 27 年)には子ども子育て支援法に基づき、本市が進める子ども・子育て支援施策の基本となる「第1期四條畷市子ども、子育て支援事業計画」

を策定し、2025 年(令和 7 年)現在、第3期の計画期間を迎え、これに基づいた関連の施策を推進しています。

また、2015 年(平成 27 年)にいじめ防止対策推進法に基づく四條畷市いじめ防止基本方針を策定、2016 年(平成 28 年)には子どもの権利を保障する社会の実現をめざして四條畷市子ども基本条例を施行しました。

加えて、子どもからいわゆる若者と呼ばれる年代の者まで範囲を広げると、いじめや不登校の問題に加え、様々な要因により義務教育終了後も就労をしていないニートやひきこもりの問題なども生じていることから、社会に一步を踏み出すことができない子どもや若者などの成長や自立を支援することを趣旨に、2020 年(令和2年)に四條畷市子ども・若者育成支援行動計画(第2期)を策定し、2025 年(令和7年)に中間見直しを行いました。

一方で、近年社会問題となっている子育て世帯の貧困化やヤングケアラー⁽²⁸⁾の問題に取り組むとともに、地域で行われている子ども食堂への支援のほか、相談できる人がいないために育児不安を感じるなどの保護者に対する支援体制やサービスの充実、強化も図っていく必要があることから、2020 年(令和 2 年)には、妊娠期から小学校入学前までの親子の支援を一体的に行う「ネウボラなわて」が、2023年(令和5年)には子どもとその家庭の支援を一体的に行う「子ども家庭総合支援拠点」がスタートしています。

子どもの人権を守り、主体性をはぐくんでいくためには、法整備はもちろんのこと、家庭、学校、地域などあらゆる場所、場面において、子どもに関わる全ての人々が、子どもの健やかな成長を大切にできるよう人権に関する意識、課題を共有し、常に有効な手だてを模索していく必要があります。

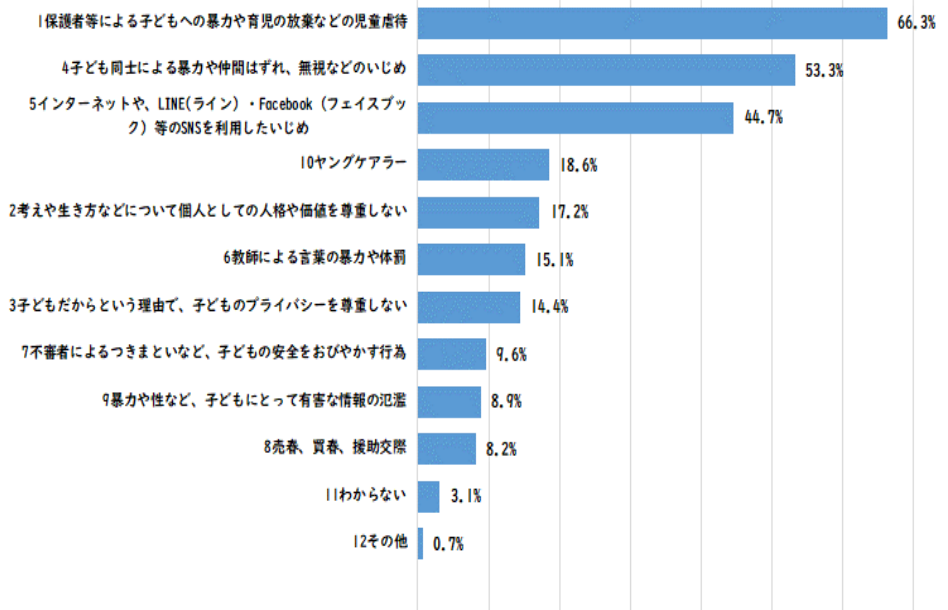
◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問5)子どもの人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(特に問題があるものに☑を3つまで)

1. 保護者等による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待
2. 考えや生き方などについて個人としての人格や価値を尊重しない
3. 子どもだからという理由で、子どものプライバシーを尊重しない
4. 子ども同士による暴力や仲間はずれ、無視などのいじめ
5. インターネットや、LINE(ライン)・Facebook(フェイスブック)等のSNSを利用したいじめ
6. 教師による言葉の暴力や体罰
7. 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
8. 売春、買春、援助交際
9. 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫
10. ヤングケアラー
11. わからない
12. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
1	193	66.3
4	155	55.3
5	130	44.7
10	54	18.6
2	50	17.2
6	44	15.1
3	42	14.4
7	28	9.6
9	26	8.9
8	24	8.2
11	9	3.1
12	2	0.7

n=291



(3)高齢者の人権について

高齢者の人権については、超高齢社会を迎えた日本において、その重要性が増している問題のひとつです。

国連においては、1982年(昭和57年)に高齢化に関する国際行動計画を策定後、1991年(平成3年)に計画を集約した形で「高齢者のための国連原則」が採択されました。

1999年(平成11年)に、すべての世代のための社会をめざして「国際高齢者年」を設定し、さらに、2002年(平成14年)には第2回高齢化に関する世界会議において高齢化に関するマドリッド国際行動計画が採択され、今後の世界的な高齢化を想定した取組を計画に盛り込んでいます。

日本においては、1995年(平成7年)に高齢社会対策基本法⁽²⁹⁾が施行され、高齢化に向けた総合的な取組を行う一方で、1997年(平成9年)に高齢者の「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本理念とする介護保険法を制定し、介護が必要な高齢者に対して必要な保健医療及び福祉サービスが総合的に提供されるようになりました。

その他、2006年(平成18年)には高齢者の権利擁護をめざした高齢者虐待防止法⁽³⁰⁾が施行されました。さらに2013年(平成25年)の高年齢者雇用安定法⁽³¹⁾の改正では、定年後も働くことを希望する社員全員を継続雇用の対象とすることなどが義務付けられたほか、2021年(令和3年)の改正では、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されました。

近年は、高齢になってからもいきいきと暮らし続けることができるよう、国における計画などにも「健康寿命の延伸」に向けた理念や目標が謳われています。加えて、2024年(令和6年)には、認知症の人を含めた共生社会の実現の推進を目的とし、認知症基本法⁽³²⁾が施行されるなど、多角的な施策が展開されています。

現状と課題

本市では、2024年(令和6年)に、「なわて高齢者プラン(四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)」を改定し、高齢者虐待に対する関係機関の連携体制の構築、認知症に関する講座の開催や支援、高齢者の居場所づくり、長年の労をねぎらう敬老会や福祉サービスの実施、高年齢者等の就労支援相談、児童生徒との交流機会の確保、四條畷市社会福祉協議会などの関係機関と連携した取組など、高齢者が誇りを持ちながら、その人らしい生活を送ることができるよう、人権の尊重を重視した地域づくりを展開するとともに、高齢者の尊厳の確保に向けた権利擁護の取組を推進してきました。

しかし、超高齢社会を迎えた現在においては、認知症への理解不足や老々介護な

どの問題を背景にした虐待事案が発生し、施設における虐待などの問題については関係機関と密に連携していく必要があります。

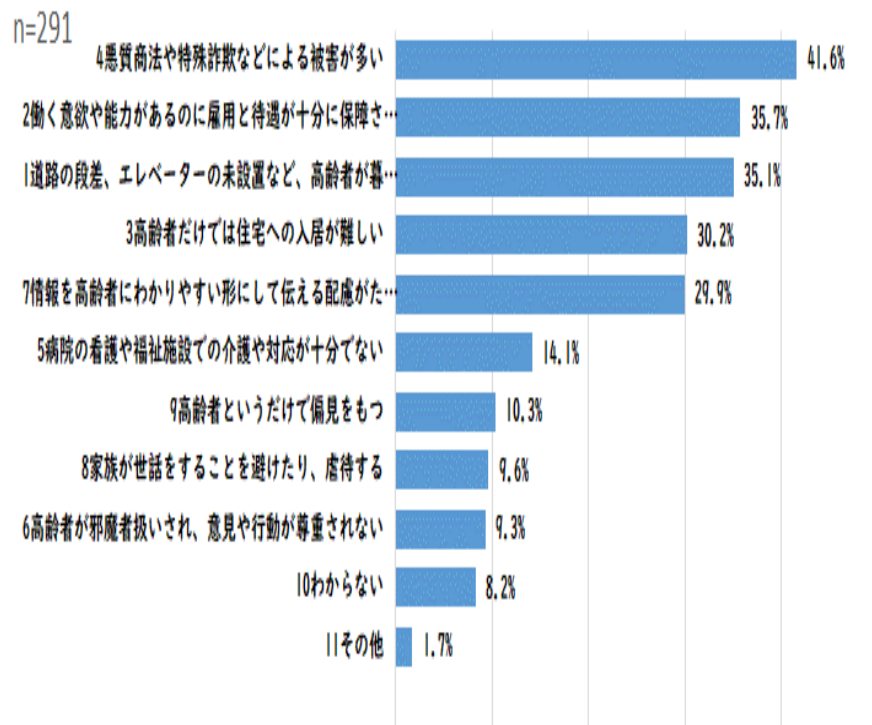
超高齢社会に対応するために、高齢者の就労促進に向け、庁内の各就労支援員事業やシルバー人材センター、ハローワーク等の関係団体との連携による高齢者の就労支援に努めるとともに、2021年(令和3年)に策定した四條畷市健康寿命延伸基本方針に基づき、若年層からの健康意識の向上を図り、健康でいきいきと活動できる介護を必要としない期間を延伸するとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう様々な取組を行っていきます。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問8)高齢者の人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(特に問題があるものに☑は3つまで)

1. 道路の段差、エレベーターの未設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりになっていない
2. 働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されていない
3. 高齢者だけでは住宅への入居が難しい
4. 悪徳商法や特殊詐欺などによる被害が多い
5. 病院の看護や福祉施設での介護や対応が十分でない
6. 高齢者が邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない
7. 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮がたりない
8. 家族が世話をするのを避けたり、虐待する
9. 高齢者というだけで偏見をもつ
10. わからない
11. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
4	121	41.6
2	104	35.7
1	102	35.1
3	88	30.2
7	87	29.9
5	41	14.1
9	30	10.3
8	28	9.6
6	27	9.3
10	24	8.2
11	5	1.7



(4)障がいのある人の人権について

日本では 1970 年(昭和 45 年)に心身障害者対策基本法⁽³³⁾、1993 年(平成 5 年)に改正法である障害者基本法⁽³⁴⁾が制定され、関連する施策について基本的な方向性が示されました。

2005 年(平成 17 年)に障害者自立支援法⁽³⁵⁾を制定し、3障がい(身体、知的、精神)を統合した制度を設けましたが、応益負担方式や、サービスに制限が生じる障がい程度区分に多くの意見があったことから、2010 年(平成 22 年)に児童福祉法等と併せて改正され、所得に応じた応能負担を原則とする等の改善が図られました。

また、2011 年(平成 23 年)には障害者基本法を改正し、障がいの有無に関わらず、尊重される共生社会の実現や「合理的配慮」の概念が盛り込まれ、同年には障害者虐待防止法⁽³⁶⁾も制定されました。

2012 年(平成 24 年)には障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法⁽³⁷⁾が制定され、障がいのある人の定義に難病等の追加や、必要な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」の導入などが定められました。

また、同年に障害者優先調達推進法⁽³⁸⁾が、さらに 2013 年(平成 25 年)には障害者差別解消法を制定し、障がいのある人に対する差別の禁止とともに合理的配慮の提供が規定され、2024 年(令和 6 年)からは合理的配慮の提供義務の範囲が事業者にまで拡大されています。

現状と課題

本市においては、現在、障害者基本法を根拠とした第3期なわて障がい者プランに基づき、地域共生社会の実現に向けた包括的な施策推進を図るとともに、障害者総合支援法に基づく第7期なわて障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保等を趣旨とした個別施策の実施及び進捗管理を行っています。

また、2019 年(平成 31 年)には四條畷市心をつなぐ手話言語条例を制定し、手話は言語であるとの認識に立ち、聞こえないことへの理解と手話の普及を通じ、全ての市民が豊かに暮らすことのできるための条例整備を行いました。

さらに、道路や建築物などのハード整備の観点からも、国の法改正に併せ、2021 年(令和 3 年)に四條畷市バリアフリー基本構想の改定を行っています。

その他、啓発キャンペーンやイベント等の実施など、さまざまな施策を継続して取り組んできました。

これら取組により、障がいのある人への理解や共生社会への意識醸成は一定進んでいるものの、日常生活のさまざまな場面において、物理的にも人の意識においてもいまだにバリアが根強くあるのが現状です。

人権に関する市民意識調査では、「障がいのある人に対する理解が十分ではな

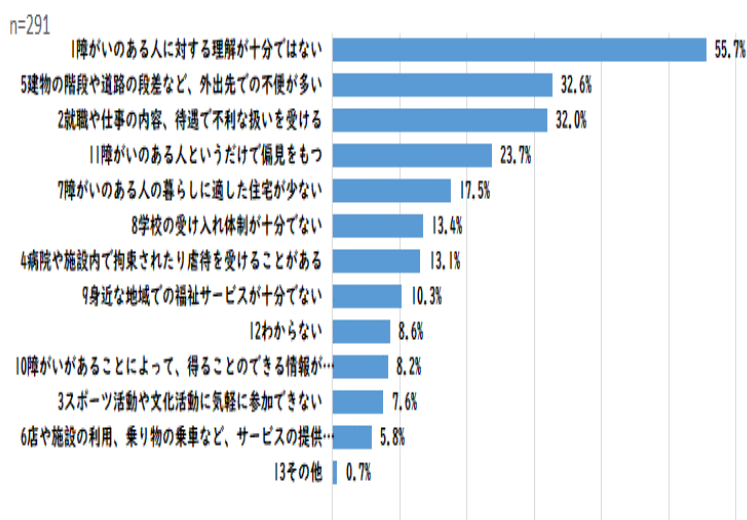
い」と答えた人の割合が約55%と半数を超えていることから、障がいの種類や程度に応じて必要となる配慮など、より一層の啓発が必要だと考えられます。

障がいのある人の人権は、福祉施策の部門に限定されるものではなく、社会のあり方そのものの問題であり、人の多様性を前提に、さまざまな人たちが社会の一員として共に生きていくという考え方にに基づき、施策を推進することが重要です。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問 10)障がいのある人の人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(特に問題があるものに☑を 3 つまで)

1. 障がいのある人に対する理解が十分ではない
2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける
3. スポーツ活動や文化活動に気軽に参加できない
4. 病院や施設内で拘束や虐待を受けることがある
5. 建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い
6. 店や施設の利用、乗り物の乗車など、サービスの提供を拒否される
7. 障がいのある人の暮らしに適した住宅が少ない
8. 学校の受け入れ体制が十分でない
9. 身近な地域での福祉サービスが十分でない
10. 障がいがあることによって、得ることのできる情報が少ない
11. 障がいのある人というだけで偏見をもつ
12. わからない
13. その他(具体的に:)



回答	回答数	割合(%)	回答	回答数	割合(%)
1	162	55.7	9	30	10.3
5	95	32.6	12	25	8.6
2	93	32.0	10	24	8.2
11	69	23.7	3	22	7.6
7	51	17.5	6	17	5.8
8	39	13.4	13	2	0.7
4	38	13.1			

(5)部落差別(同和問題)について

部落差別(同和問題)は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重要な課題であるにも関わらず、近代以後も、部落差別については積極的な解決策が取られないままでした。

その状況も、1965年(昭和40年)に出された同和対策審議会答申(以下「同対審答申」という。)によって、ようやく部落差別の解消は国の責務である、との認識に基づいて、同和対策事業特別措置法が制定され、法の名称は変わりながらも同和地区の環境改善など、解決のための施策が展開されてきました。

その結果、部落差別(同和問題)の解消に大きな進歩がみられましたが、2002年(平成14年)には法期限を迎えました。

しかし、本格的な取組を行ってからおよそ60年が経過した今日においても、いまだ不安定就労や経済的格差、また教育格差、識字などさまざまな問題があり、部落差別(同和問題)は我が国における重要な人権課題であると言わざるを得ない状況は続いています。

また、同対審答申では、差別を規制する禁止法及び差別された人への救済法が必要と明記していましたが、これら2つの法律についてはいまだに法制化されていません。

このような中、2016年(平成28年)には、現在もなお部落差別が存在することが明記され、これを解消し、部落差別のない社会を実現していくことを目的に国や地方公共団体の責務が謳われている、部落差別解消推進法が施行されています。

現状と課題

本市においては、1993年(平成5年)の人権擁護都市宣言、2003年(平成15年)の四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例の制定を踏まえて、2009年(平成21年)に本市の人権施策の推進を図る根幹となる人権行政基本方針を策定し、2011年(平成23年)に行動計画を、以降、順次2016年(平成28年)に基本方針の改定、2022年(令和4年)には、社会情勢への変化に対応するための一部改訂、2025年(令和7年)には再度の改定を行ってきました。

これらに基づき、四條畷市人権協会や四條畷市人権擁護委員会など、関係団体との協働の下、市民の人権意識の高揚のための様々な啓発事業、研修や同和教育の実施をはじめ、全ての職員が人権啓発要員であるとの認識のもと、全職員を対象とした研修や人権施策推進リーダーへの研修など、各種事業を積極的に取り組んできました。

しかし、人権に関する市民意識調査では、「自分の子どもや親しい人が同和地区出身者と結婚することが分かった時どうするか」という問いに対し、約66%の人が

「本人の意思を尊重して応援する」「心配だが本人の意思を尊重する」と回答している一方で、住宅を選ぶ際に、「同和地区にある物件を避けると思う」と「同和地区は避けるが同じ小学校区はこだわらない」と答えた人の割合が 5 年前の調査とほぼ変わらない 40.2%となるなど、土地に対しては市民の忌避意識が根強くうかがえる結果が出ています。

またインターネット上における被差別部落に対する差別事象、いわゆるアウティング⁽³⁹⁾が発生しており、国、大阪府や関係機関と連携した施策など、新たな差別事象にも対応した、より効果的な施策を検討する必要があります。

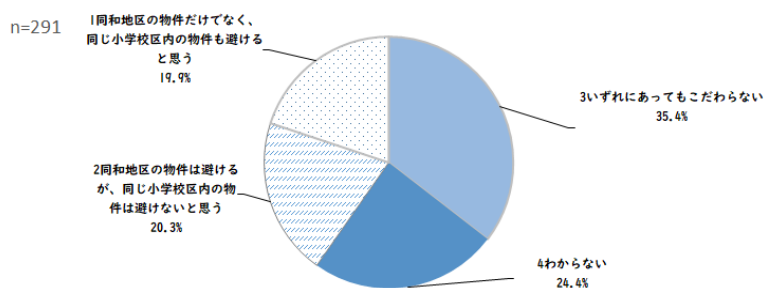
◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問 15)もし、あなたが家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区内の物件はどのように考えますか。

あなたの考えに最も近いものに☑をつけてください。(☑は一つだけ)

1. 同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避けると思う
2. 同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区内の物件は避けないと思う
3. いずれにあってもこだわらない
4. わからない

回答	回答数	割合(%)
3	103	35.4
4	71	24.4
2	59	20.3
1	58	19.9



(6)外国人の人権について

国連で 1965 年(昭和 40 年)に人種差別撤廃条約が採択され、締結国には人種差別の防止及び処罰のための立法、司法、行政等における措置を取る義務が生じることとなりました。

1993 年(平成 5 年)には「人種主義および人種差別と闘う 10 年」を宣言し、また、2001 年(平成 13 年)には、人種差別反対世界会議、2009 年(平成 21 年)にはその再検討会議が開かれ、人種差別の解消のための具体的措置に焦点をあてるとともに、宗教による人種のステレオタイプ化に警告を発しました。

日本においては、1979 年(昭和 54 年)に国際人権規約を批准、1981 年(昭和 56 年)に難民条約に加入したことがきっかけとなり、外国人に多くの制度を解放する動きが広がるとともに、1952 年(昭和 27 年)から続けてきた指紋の押捺義務も 2 度にわたる改正により廃止されました。

また、1995 年(平成 7 年)に人種差別撤廃条約に加入したことで、より外国人が抱える課題の解決に向けて取り組む必要が出てきました。

外国人に係る人権課題に対応するには、多様な文化や言語をもった人たちが地域でともに生活をしていくなかで、お互いを尊重し合い共生できる地域社会をどのように実現するのかを考える必要があります。

このような中、2016 年(平成 28 年)に、ヘイトスピーチ解消法が施行され、外国にルーツを置く人への不当な差別的言動のない社会の実現が国民の責務とされましたが、現在においても、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されるなどの外国人をめぐる人権問題はいまだ存在しており、さらに、近年では、新たに入国管理局に収容されている外国人への問題、海外からの技能実習生に対する搾取問題なども発生しています。

これらの事象の解決には、国家レベルの政策の実施が前提になりますが、住民により近い基礎自治体として市内に住むさまざまな外国人の生活に即した適切な支援を行っていく必要があります。

現状と課題

本市では、第3次四條畷市識字基本計画に基づいた各種取組をはじめ、小・中学校において多文化共生教育の学習を小中学校で実施するなどのほか、言語にサポートが必要な場合に通訳の派遣を依頼したり、窓口において日本語が分からない外国人にも手続きが分かりやすいよう努めるとともに、にほんご教室への案内を行うなど、可能な部分から外国人にとっても暮らしやすいまちづくりに取り組んできました。

また、2010 年(平成 22 年)には、国際的な文化交流、異文化に対する理解の促進を趣旨に、ドイツのメアブッシュ市と国際友好都市を締結し、これまでさまざまな

交流事業を行っています。

現在、市内に在住する外国人の数は増加傾向にあり、今後も文化的多様性に対する理解を進めるための取組やコーディネートができる人材の育成、さらには生活支援のための情報提供なども求められます。

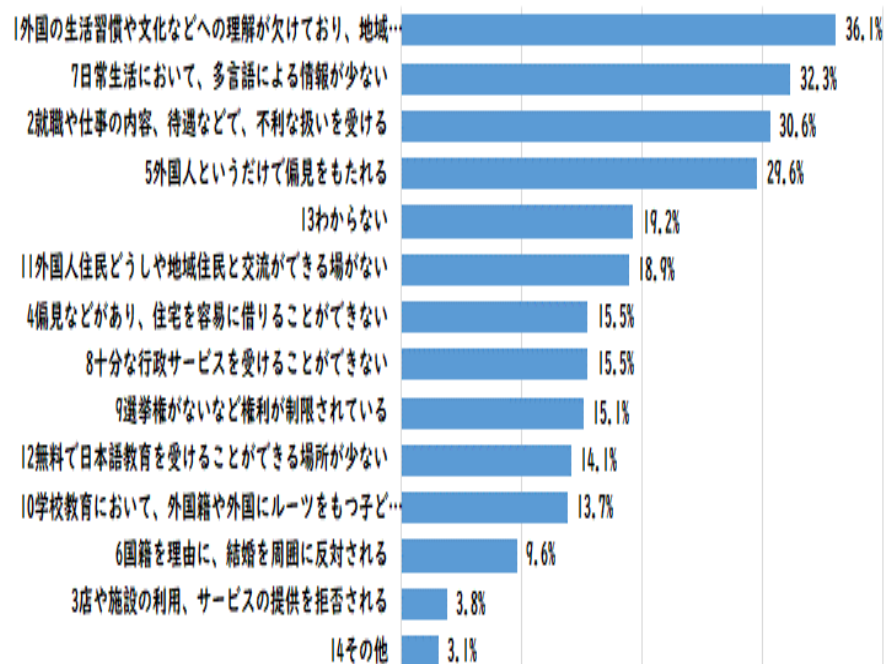
◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問17)日本で暮らす外国人住民の人権について、どのようにお考えですか。(☑はいいくつでも)

1. 外国の生活習慣や文化などへの理解が欠けており、地域社会の受入れが十分でない
2. 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いを受ける
3. 店や施設の利用、サービスの提供を拒否される
4. 偏見などがあり、住宅を容易に借りることができない
5. 外国人というだけで偏見をもたれる
6. 国籍を理由に、結婚を周囲に反対される
7. 日常生活において、多言語による情報が少ない
8. 十分な行政サービスを受けることができない
9. 選挙権がないなど権利が制限されている
10. 学校教育において、外国籍や外国にルーツをもつ子どもたちに対する教育体制が十分でない
11. 外国人住民どうしや地域住民と交流ができる場がない
12. 無料で日本語教育を受けることができる場所が少ない
13. わからない
14. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
1	105	36.1
7	94	32.3
2	89	30.6
5	86	29.6
13	56	19.2
11	55	18.9
4	45	15.5
8	45	15.5
9	44	15.1
12	41	14.1
10	40	13.7
6	28	9.6
3	11	3.8
14	9	3.1

n=291



(7)インターネットに関する人権侵害について

近年、インターネットによる人権侵害事案が深刻化しており、その対策が求められています。

総務省の2024年(令和6年)「情報通信白書」によると、2023年(令和5年)の国内のインターネット利用率は、86.2%となっており、端末別の利用率では、スマートフォンが72.9%と最も高く、前回基本方針を改定したおよそ10年前の2015年(平成27年)の利用率が54.3%であったことから、近年急速にその普及が進んでいることが分かります。

インターネット、特にスマートフォンは持ち運びが容易であることから、どこでもインターネットで手軽に様々な情報を入手することができる一方で、逆に誰でも簡単に情報を発信することができます。

これまでも、インターネットにおける違法画像などがたびたび問題となってきましたが、特にSNSの急速な普及に伴い、その特徴のひとつである匿名性を悪用した、特定の個人や団体、民族へのヘイトスピーチ、同和問題におけるアウティングの問題、学校現場におけるいじめなど、社会の様々な場面において、インターネットに関連した多くの人権問題が発生している状況です。

このような状況を受け、国では2022年(令和4年)に改正刑法が施行され、侮辱罪の厳罰化を行うとともに、同10月に改正プロバイダ責任制限法を施行し、人権侵害情報の発信者を特定するための情報開示の手続きの簡易・迅速化、また2024年(令和6年)にはこれまでのプロバイダ責任制限法を情報流通プラットフォーム対処法⁽⁴⁰⁾へ改正し、事業者に対しての迅速な対応を規定するなどの法整備を行っています。

大阪府では、インターネットによる人権侵害の行為者や被害者を発生させないことを趣旨に、2022年(令和4年)に、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例を施行し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続ける方針です。

現状と課題

本市では、これまで高齢者を対象としたスマホ教室など、どちらかと言えばインターネットを普段あまり利用していない人を対象にした事業は行っていますが、インターネットを利用している人を対象とした取組はこれまであまり行っていないのが現状です。

インターネットは、現代社会においては必要不可欠なツールとして、社会のあらゆる場面において利用されていますが、一旦インターネット上に掲載された情報は、発信者の意図に関わらず様々な所に拡散し、完全に削除することは困難であ

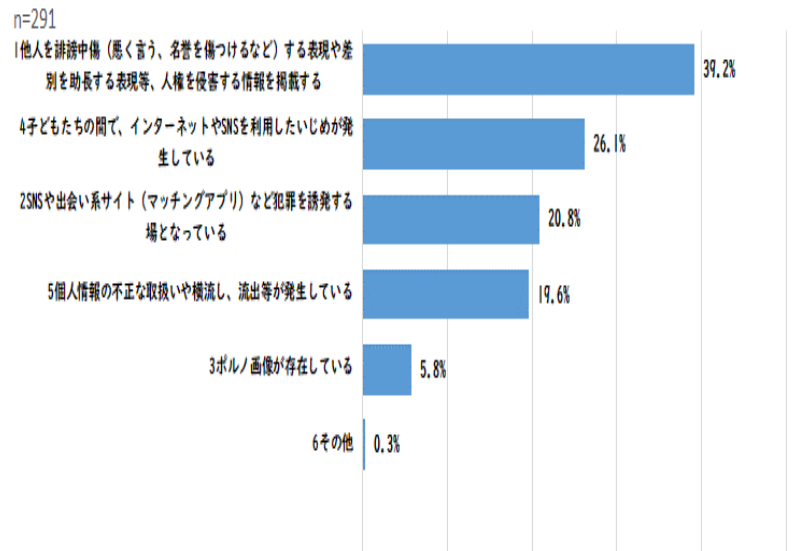
ることから、人権侵害を起こさない観点からのインターネットリテラシー教育を行うなどの取組が必要なほか、情報化の急速な進展に伴い発生する、いわゆるデジタル難民への配慮や支援を行う観点も重要です。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問26)インターネットや、LINE(ライン)・Facebook(フェイスブック)等のSNSを用いた人権侵害について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(特に問題があるものに☑を3つまで)

1. 他人を誹謗中傷(悪く言う、名誉を傷つけるなど)する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載する
2. SNSや出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
3. ポルノ画像が存在している
4. 子どもたちの間で、インターネットやSNSを利用したいじめが発生している
5. 個人情報の不正な取扱いや横流し、流出等が発生している
6. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
1	258	39.2
4	172	26.1
2	137	20.8
5	129	19.6
3	38	5.8
6	2	0.3



(8)性的マイノリティの人権について

生物学的な性と性自認が一致している人や性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティがいます。世界的には、2006 年(平成 18 年)のモントリオール宣言以降、これらの人々を LGBT という言葉で表すようになってから、近年では、自身の性のあり方を決めない人、決めたくない人等を含め、LGBTQ+と呼ぶようになってきているほか、性的指向、性自認、性表現を組み合わせた言葉として SOGIE と言うこともあります。

性的マイノリティの存在そのものの認識は高くなってきているものの、それに対する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、現在も当事者に対する多くの差別や偏見が存在しているのが現状です。調査機関によってバラつきがありますが、日本における LGBTQ+の割合は約 3~10%程度と言われており、100人中、約3人から10がLGBTQ+であると考え、決して少数とは言えない人々が社会で生活していることが分かります。

国の取組としては、2004 年(平成 16 年)に施行された性同一性障害特例法⁽⁴¹⁾により、一定の要件を満たせば戸籍上の性別記載を変更できるようになったほか、2023 年(令和 5 年)には性的マイノリティに対する理解を広めるための LGBT 理解増進法が施行されましたが、その実効性には多くの問題があると言われています。

大阪府では、2019 年(令和元年)に施行された大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例に基づく施策の一環として、2020 年(令和 2 年)からパートナーシップ宣誓証明制度がはじまっています。

現状と課題

本市では、人権政策を担当する部署を中心に、様々な機会を通して、性的マイノリティをテーマとした研修や講演会などを実施してきました。

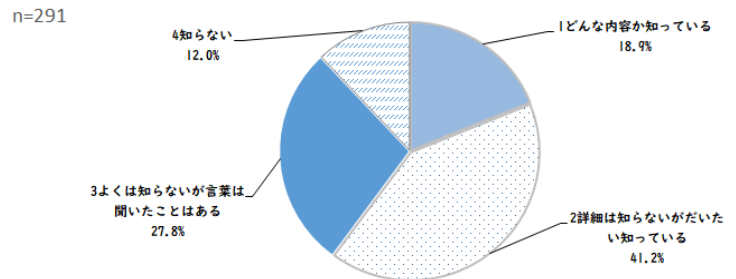
今後、性的マイノリティへの差別や偏見をなくしていくためには、性の多様性を正しく理解し、マジョリティ(多数派)と区別せず社会の一員として認識する、共生社会の理念を浸透させるための啓発や研修を行っていくことが必要です。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問27)国内外問わず、性の多様性について理解を深める活動が拡がりをみせています。あなたは、性の多様性についてどの程度知っていますか。(☑は1つだけ)

1. どんな内容か知っている
2. 詳細は知らないがだいたい知っている
3. よくは知らないが言葉は聞いたことはある
4. 知らない

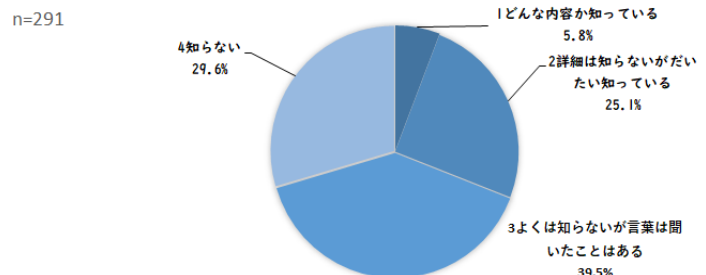
回答	回答数	割合(%)
1	55	18.9
2	120	41.2
3	81	27.8
4	35	12.0



(問28)性的マイノリティに対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が2023年に施行されました。あなたは、この法律についてどの程度知っていますか(☑は1つだけ)

1. どんな内容か知っている
2. 詳細は知らないがだいたい知っている
3. よくは知らないが言葉は聞いたことはある
4. 知らない

回答	回答数	割合(%)
1	17	5.8
2	73	25.1
3	115	39.5
4	86	29.6



(9)職場における人権について

職場においては役職や職歴、年齢などから形成される上下関係が色濃い場合が多く、人権侵害が起こりやすい場でもあります。

労働問題については、国連よりも早く設立された国際労働機関(ILO)(以下、「ILO」という。)が世界の恒久平和の確立に寄与するため、労働条件の改善について国際労働条約を採択しており、2023 年(令和5年)時点で 191 の条約と 208 の勧告を採択してきました。

勧告には拘束力はないものの、条約には法的拘束力が生じるため、ILO は批准した国の状況を調査し、監視する機構でもあります。

ILO の条約については、2023 年(令和5年)時点で日本は 50 の条約に批准し、1947 年(昭和 22 年)に、労働条件等について基本的なルールを定めた労働基準法⁽⁴²⁾が施行され、その後も改正を重ねつつ、労働者の権利を守る取組を行ってきました。また、同年に職業安定法⁽⁴³⁾を施行し、職業の安定化を図る取組がなされました。

2014 年(平成 26 年)には、過労死等防止対策推進法⁽⁴⁴⁾が施行され、過労死の防止に向けて取組が始まりました。しかし、現在においても雇用に際して不当に労働させたり解雇したりする事例が数多くある状況です。さらに、正規雇用だけでなくアルバイトなどの非正規雇用に対しても不当に扱う企業も一部に現れ、「ブラック企業」として問題になっています。

しかし、全体的にみると、人口減少に伴う労働市場における売り手有利な環境のなか、企業内での人権教育及び公正採用選考への取組がなされ、職場内において人権に対する理解が進んできました。

また、企業としての CSR⁽⁴⁵⁾に対応する必要性の高まりとともに、職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、さらにはマタニティーハラスメントなどといった、人権侵害の問題が表面化しています。特に近年、官民を問わず、パワーハラスメントに関する社会の関心が高まっており、定期的な研修を行うなど、良好な職場環境の構築に向けた対応が求められています。

同時にそれらの諸問題の是正に向けた企業の動きもありますが、行政として、それら企業における取組の模範となるよう、職場での人権啓発をより積極的に進める必要があります。

現状と課題

市内事業所における取組として、本市における職員採用時の公正採用選考の徹底や四條畷市商工会や四條畷市事業所人権連絡会における会員事業所向け研修の実施など、市内様々な事業所を対象に、CSR、ハラスメント等についての各種

研修や啓発などの実施により、安定雇用や良好な職場環境の構築に向けた取組を行っているところです。

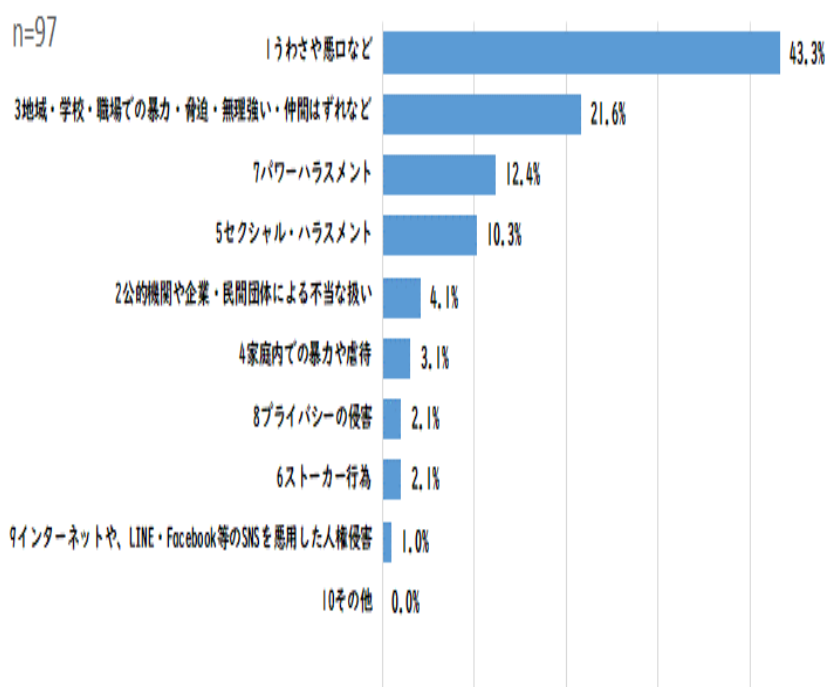
しかし、労働における人権問題は各自治体だけではなく、国、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携、協力して対応していく必要があります。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問3-1)問3で「自分の人権が侵害されたと感じたことがある」を選ばれた方におうかがいします。それはどのような人権侵害でしたか。(☑はいくつでも)

1. うわさや悪口など
2. 公的機関や企業・民間団体による不当な扱い
3. 地域・学校・職場での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれなど
4. 家庭内での暴力や虐待
5. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
6. ストーカー行為(同一の人に対し、つきまといを繰り返して行うこと)
7. パワーハラスメント(職場で職務権限を用いて行ういじめやいやがらせ)
8. プライバシーの侵害
9. インターネットや、LINE(ライン)・Facebook(フェイスブック)等のSNSを悪用した人権侵害
10. その他(具体的に:)

回答	回答数	割合(%)
1	42	43.3
3	21	21.6
7	12	12.4
5	10	10.3
2	4	4.1
4	3	3.1
8	2	2.1
6	2	2.1
9	1	1.0
10	0	0.0



(10)さまざまな差別や人権侵害について

これまで示してきました重要な課題の他にも、問題は山積しています。

例えば、アイヌの人々の人権問題、犯罪被害者及びその家族の人権擁護をめぐる問題、少年事件の被疑者及びその家族への人権問題、HIV や新型コロナウイルスの感染者やハンセン病回復者の人権問題などの問題があげられます。

アイヌの人々の人権問題は、1997 年(平成 9 年)施行のアイヌ文化振興法により、アイヌ文化の振興等が図られ、2007 年(平成 19 年)には、国連で先住民族の権利に関する宣言が採択、翌年にアイヌ民族を先住民とする決議が国会で採択され、2019 年(令和元年)にようやくアイヌ施策推進法⁽⁴⁶⁾が施行されました。しかし、2023 年(令和 5 年)には国会議員のブログでの発言が人権侵犯と認定される事案が起こっています。

犯罪被害者やその家族の人権については、2005 年(平成 17 年)に犯罪被害者等基本法⁽⁴⁷⁾が施行され、人権に対する配慮と保護を図っています。

少年事件の被疑者等の人権については、1948 年(昭和 23 年)施行の少年法⁽⁴⁸⁾において、実名等の記事掲載を禁じているものの、被疑者の段階で有罪が確定しているかのように実名報道を行うなどの事例が頻発しています。

HIV 感染者の人権については、薬の開発が進み発症を抑制することが可能になった今もなお、病気についての正しい知識や理解のなさによる偏見や差別がいまだ解消されていないことが問題となっているほか、2020 年(令和 2 年)頃から世界中で猛威をふるった新型コロナウイルスの感染者に対する差別事例などの問題がありました。

ハンセン病回復者等の人権については、1948 年(昭和 23 年)に優生保護法⁽⁴⁹⁾、さらに 1953 年(昭和 28 年)のらい予防法⁽⁵⁰⁾の施行に伴い、患者は差別の対象となり、適切な治療により根治できる状況になっても、らい予防法の廃止までには 40 年以上かかっており、その影響で今なお残された差別について解消に向けた取組がなされています。なお、優生保護法の優生条項については、2024 年(令和 6 年)に憲法違反との最高裁判決が出ています。

現状と課題

本市においては、これら様々な人権上の課題について全職員を対象とした研修の機会などを通じて職員の人権意識の向上に努めていますが、対外的な啓発については十分でないなどの課題があります。

今後はより効果的な啓発方法の検討を行い、関係団体との連携を強化しながら、これまでの啓発とあわせて積極的に進める必要があります。

◆人権に関する市民意識調査から抜粋(参考)

(問 23)あなたは、新型コロナウイルス感染症に感染されましたか(☑は1つだけ)

1. 感染した
2. 感染していない
3. わからない

回答	回答数	割合(%)
2	147	50.5
1	133	45.7
3	11	3.8

(問 23-1)問 23 で「1 感染した」を選ばれた方にお伺いします。新型コロナウイルス感染症に感染したことで人権侵害を受けましたか(☑は 1 つだけ)

1. 差別を受けた
2. 差別を受けていない
3. わからない

回答	回答数	割合(%)
2	123	92.5
3	10	7.5
1	0	0.0

第3章 人権行政の確立に向けて

第1節 基本的な方針と取組内容

第2章では、本市が抱える人権課題について示しましたが、複雑多様化する人権課題を解決し、人権行政を確立するためには、総合的、横断的な取組が必要です。

ここでは、本市が人権課題を解決していくための施策を進めるにあたっての基本的な方針や取組を示し、それぞれ行動指針を設定することで、人権行政の確立を図ります。

(1)市民主体・市民自治の推進

人権行政の実現のためには、市民自治の確立がきわめて重要な課題となります。基本的人権、民主主義(国民主権)、恒久平和を基本理念として掲げている日本国憲法のもとでは、地方行政の役割は、市民による自治の確立へのサポートとその実現にあり、人権をはじめとするさまざまな課題について協働して取り組む体系や環境の整備が必要です。

そのためには、協働の理念に基づき、市民参画、情報発信、市民の自主的な活動への支援などが必要です。

行動指針

①市民参画の促進

市民自治の趣旨や四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針に基づき、政策決定過程での市民参画の促進や市民が行う自主的な交流、議論などを通じて、市民と行政があらゆる課題について協働で取り組むことができる体系や環境の整備を推進します。

②相互理解や課題共有のための情報公開

市の抱える様々な課題について、市民と行政が互いに理解し、課題を共有する機会を確保するため、市政に関する積極的な情報公開を行います。

③分かりやすい案内、情報発信

市民に対する案内や通知等について、識字の理念に基づき分かりやすい表示や表現に留意することで、広く情報の享受、社会参画の権利を保障します。

④各関係機関、各団体への支援

各関係機関、各団体の自主的な活動を促進し、自立できるよう、ルールに基づく範囲での運営の支援や、交流、議論の場などの機会を提供するなどの支援を行い

ます。

(2)人権部局と企画部局との連携

2016 年(平成 28 年)に策定した総合計画は、市の将来像を「自然と歴史をい
つくしみ やすらぎ めくもり にぎわいを そだてよう みんなの夢をつくるまち
四條畷」と定め、人権尊重のまちづくりをはじめとした4つの基本理念のもと、5
つのまちづくりの分野を以下のとおり示しています。

- 1 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり
- 2 賑わいと魅力を創造し、まちを元気にする活力づくり
- 3 地域が、潤い、安らぎ、生きがいに包まれる環境づくり
- 4 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり
- 5 確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり

これら各分野のまちづくりの目標は、人権、つまり個人の尊厳の確立を土台と
したさまざまな市民的権利と自由⁽⁵¹⁾の保障・確立によって達成されるものです。

また、第2章で述べた女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題、
部落差別(同和問題)などの人権課題を解決していくための個々の事業も、これら
5つのまちづくり分野の課題に沿って策定された計画やプランに基づき実施され
ており、これら取組を行っていくには行政全般にわたる総合調整が求められてい
ます。

このことから、市全体としての施策の方向性や分野別の計画を包含した総合計
画と本基本方針との整合を図ることが大切で、そのためには、人権部局と企画部
局が一体となって全庁的な調整機能を果たしていかなければなりません。

また、公聴や人権相談、その他相談窓口等において把握したさまざまな人権に
関わる市民の生活上の問題などについて情報を共有し、それらを踏まえて、今後
どのような施策が必要かを考えるうえでも、人権部局と企画部局との連携は必要
です。

行動指針

①人権部局と企画部局との連携

人権行政の推進にあたっては、人権部局とまちづくりの総合調整を担当してい
る企画部局とが一体となって、総合計画との整合を図りながら、人権の確立を横
断的に実施できるよう全庁的に取り組みます。

②人権行政の推進にかかる情報共有

人権行政を推進するにあたり、国外及び国内、または大阪府における人権を取
り巻く状況や市民の人権意識などの把握に努めるとともに、人権部局と企画部局

だけではなく、関係する各部署間において情報の共有を図ります。

(3)職員研修と市民意識の把握

人権行政の推進にあたって、施策や事業に関わる職員の役割はきわめて重要であり、すべての職員が、自らの業務が基本的人権の確立を担っているという認識を持つことが重要であり、定期的・継続的な職員研修により、その認識の定着化を図ることが必要です。

また、人権は普遍的な概念であり、その根幹となる部分は変わることはないとは言え、それを有する人の意識は常に変化するものであり、人権行政を進めていく上で、変化する市民の意識を定期的に把握していくことも重要です。

行動指針

①人権施策推進リーダーをはじめとした職員への研修

すべての部署に人権施策推進リーダーを配置し、研修を行うことにより、効率的に研修内容を全ての部署にフィードバックするとともに、新規採用職員や全職員向け、また関係機関との連携の下、特別職を対象としたものなど、階層別の研修にも取組ます。

②継続的な市民意識の実態把握

施策に反映するため、必要に応じて人権に関する市民の意識調査を実施します。

(4)行政情報の開示と個人情報保護

行政機関の情報は市民の共通の財産であり、より公正で開かれた市政を実現するため、四條畷市情報公開条例により原則公開とされており、同条例に基づき行政情報の保管と開示については適正に運用することが求められています。

一方、2023 年(令和5年)の個人情報保護法⁽⁵²⁾の改正から、同法に基づく全国共通の制度として全ての自治体での運用が開始され、これに伴い市の条例は国の法律を施行する個人情報保護法施行条例に改正されました。

これらを受け、担当課だけでなく、職員個々が個人情報はプライバシー権⁽⁵³⁾として保護されるべき人権のひとつであるとの認識の下、各種法令の精神を尊重しながら、情報の保護と開示について正しい認識の下に業務を行うことが必要です。

行動指針

①個人情報の保護と開示のルール化とその徹底

個人情報保護については、情報の取扱い、窓口や電話対応等において行政全体でルールを統一し、その徹底を図ります。

(5)多角的な市民向け人権教育・啓発の展開

市民を対象とした人権教育・啓発は人権部局や子ども、高齢者、障がい者などの個別の人権問題に取り組んでいる部局の固有の業務と考えられがちな面があります。

しかし、本基本方針の中の様々なところでも記載しているように、自治体行政は人権行政そのものであり、全ての部局は人権と密接に関連していることから、各職員が市民のどのような権利を守るために行われているのかを理解することは、人権の理解を進めていくことに繋がります。

市民を対象とした人権教育・啓発は、人権行政の確立が全職員が行う必要があることと同様に、全市民を対象として展開しなければならず、それがより効果的に行われるように、年齢や職業、関心や認識の度合い、開催時間帯、地域や市民活動との連携、テーマの選択、進め方の設定、各部局との協働など、多種多様な要因を考慮して行うことが求められます。

とりわけ、人権に関する市民意識調査の結果からは、同和問題を知るきっかけが学校の授業であるという回答が約4割以上という結果が出ており、学校教育の場における人権教育の重要性を表す結果となっています。

行動指針

①市民を対象とした人権研修及び啓発の実施

人権研修や啓発は、国、大阪府との連携、講義型や参加体験型、ワークショップ方式など多様かつ多角的に取り組めます。また、より効果的な啓発となるよう、多くの市民が興味を持って参加することができるように内容やテーマなどについて工夫します。

②多様な人権教育の実施

教育委員会との連携の下、児童・生徒に対し、多様な人権教育の実施に努めるほか、教員に対しても、教育現場にあった実効性のある研修や、より実践的な教育指導方法やスキル取得を中心とした研修の実施に努めます。

③各部署における人権啓発を含んだ業務の取組

あらゆる人権課題の情報共有に努め、人権部局だけでなく、行政全体として人権意識の高揚に向けた取組を進めます。

(6)人権侵害の救済に向けた相談体制

2001年(平成13年)に出された大阪府同和対策審議会答申における基本目標の中において、今後の同和行政の目標を3つ設定しており、そのなかでも「同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備」は特に重要です。

また、同答申内における今後の施策の推進方向のひとつとして、「人権に関わる相談体制の整備」に言及している点は、部落差別(同和問題)に対する人権保護・救済の手段としてだけでなく、人権侵害全てに対する救済手段としての人権相談の重要性を謳っているものであり、人権行政推進における人権相談のもつ大きな意義がそこにあります。

本市においても、2005年(平成17年)から人権相談業務を開始し、その後2008年(平成20年)から四條畷市人権協会が業務を担当し、様々な人権上の相談について、当事者の立場に立ったきめ細かな支援を通じて人権に関するあらゆる課題の解決に努めてきたほか、個別の相談事例の集約・分析により人権侵害の実態把握を行い、相談に対する解決方策の蓄積などを図っています。人権侵害被害者が抱えている問題は、現在起こっている人権侵害の現実であり、生きた情報であることから、人権相談は実態把握の最前線と位置づけできます。

その他、2011年(平成23年)には、四條畷市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議を設置し、庁内だけでなく大阪府や警察、医師会、保健所などの外部機関と情報共有を行う場を設けたほか、2019年(令和元年)からは、福祉部局において、地域生活困窮丸ごと支援会議を設置し、関係機関連携の下、様々な要因により日常生活を営むことが困難な方に対し、部署を横断した支援を行っています。また、2025年(令和7年)からは、重層的支援体制を構築し、くらしの困りごとに対して、従来の縦割りを超えた「属性を問わない相談支援」を中心に、支援を必要とする方に対する包括的な支援を行うなど各相談窓口や機関同士の連携強化を図っています。

加えて、国際人権規約及び憲法の理念を具体化し、差別の撤廃をめざすため、差別禁止法の制定についても働きかけて行く必要があります。

行動指針

①相談体制の整備、強化、周知

人権問題が複雑化し、複合的な内容を伴っていることから、さまざまな相談機関における連携、調整機能の充実や相談員のスキルアップなど、市としての相談体制の強化を図ります。また、相談を必要とする人が適切な相談窓口を利用することができるよう、丁寧な周知に努めます。

②相談事例の蓄積、分析

相談事例について、集約・分析し、人権侵害の実態把握を行い、相談における対応力の向上に努めます。

③国や関係団体への働きかけ

人権侵害被害者への救済を行うための法の制定などについて、関係機関と連携を図りながら、可能な範囲で国や府への働きかけを行います。

第2節 主要な課題解決に向けた取組

第2章では、法改正の変遷や、人権に関する市民意識調査による現状認識の把握などにより、個別の人権問題ごとに、本市における現状と課題についての整理を行いました。ここでは、第2章で設定した本市におけるそれぞれの人権問題ごとの課題について、行動指針として整理を行い、解決に向けた取組の方向性を示します。

(1)女性の人権

行動指針

①男女共同参画社会に向けた啓発・支援

性別のみによる固定的な役割分担を行わず、偏見や差別意識の解消を図るための啓発活動を展開するとともに、男女共同参画の促進に向けた取組を支援します。

②企画段階からの男女共同参画の実現

地域、職場、学校などにおいて方針や事業等を決定する際には、企画立案段階から男女がともに参画できる体制の整備を進めます。

③問題解決のための基盤整備

個人が互いの個性を理解、尊重し、あらゆる暴力などの問題に対応するための基盤整備を進めます。

(2)子どもの人権

行動指針

①子育ての支援推進

子育て世帯の貧困や育児不安など、子育て環境の整備については、社会全体で取り組む必要があるとの観点から、各主体が連携し、子育ての支援を推進します。

②子どもの権利の啓発、学習機会の提供

「児童の権利条約」の重要性について正しい認識と理解を深め、子どもの権利が確実に保障される社会の実現をめざし、四條畷市子ども基本条例に即した啓発に努めるとともに、学習機会の確保・充実に努めます。

③児童虐待への対応

児童虐待に対処するため、関係機関等による未然防止、早期発見から対応、予後の支援に至るまで切れ目のない対応を行います。

④いじめ問題への対応

SNSによるいじめなど、複雑多様化するいじめ問題に対応するため、未然防止、早期発見から対応、関係者への啓発や研修など、関係機関の連携の下、様々な取組を行います。

(3)高齢者の人権(P12)

行動指針

①高齢者の人権尊重

高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

②高齢者の社会参加の機会確保、人材活用の推進

豊かな知識や経験を活かした社会活動やボランティア活動、高齢者の雇用機会確保に向けた取組など、社会福祉協議会などの関係団体と連携しながら、高齢者が積極的に社会参加できるよう環境整備に努めます。

(4)障がいのある人の人権

行動指針

①障がい福祉計画に基づく施策の推進

障がい福祉計画に基づく施策を積極的に行うとともに、当事者の参画による進捗管理に努めます。

②社会参加及び就労の推進

障がいのある人の社会参加の機会を十分に確保できるよう、確実に情報伝達ができる方法について考慮するとともに、社会福祉協議会など関係機関と連携し、障がいのある人の就労拡充を図ります。

③障がいと障がいのある人への理解促進

偏見や差別意識を解消するために、共生社会などの理念の普及をめざし、啓発活動を積極的に行います。

④バリアフリー化への取組

障がいのある人が安心して社会生活を営むことができるように、公共施設等において積極的なバリアフリー化に取り組めます。

(5)部落差別(同和問題)

行動指針

①人権意識を有した事務の遂行

行政全体が人権行政であるという認識を持ち人権行政を推進するため、各部署での事業の実施にあたっては人権を意識して進めるよう、職種、職階を問わず、全職員が人権意識を持ちつつ事務にあたります。

②地域や事業所、学校教育等での継続的な教育・啓発

同和問題の早期解決をめざし、人権意識の普及及び高揚を図るため、地域や事業所、学校教育等において、関係機関と連携し人権教育・啓発活動を実施します。

③人権侵害事案への対応

人権侵害事案が発生した場合、関係機関と連携を図りながら被害の認定から救済に至るまで、被害者の視点に立った対応を行います。

(6)外国人の人権

行動指針

①外国人への各種支援

行政情報の多言語化、通訳・翻訳サポートなどの充実、日本語学習支援などについて可能な部分から取組、外国人が安心して住み続けられるまちの実現に努めます。

②多文化共生の意識づくり

国籍・人種・文化の違いを認め合う教育及びイベント等を実施するなかで意識啓発を行い多様性への理解を進めます。

(7)インターネットに関する人権侵害

行動指針

①インターネットリテラシーの向上に向けた研修や啓発の実施

インターネットや SNS を利用する際に人権侵害事案となることのないよう、必要な研修を行うほか、市民向けの啓発事業を実施します。

②児童・生徒を対象としたインターネットリテラシー教育の実施

学校現場において、人権教育の一環として、インターネットリテラシーの向上を図る機会の確保に努めます。

③インターネット上における人権侵害への対応

インターネット上の人権侵害については、啓発による防止に努めるとともに関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応を行います。

(8)性的マイノリティの人権

行動指針

①性的マイノリティの理解に関する啓発とその支援

LGBTQ+など性的少数者に対する理解を深めるための啓発や研修を行うとともに、関係機関と連携した支援を行います

②性的マイノリティに対する支援制度構築に向けた検討や配慮

性的マイノリティに対して、マジョリティと同様の権利を保障できるような仕組みや制度の構築について検討するとともに、可能な範囲で必要な配慮に努めます。

(9)職場における人権

行動指針

①職場における人権啓発の推進

職場における人権問題を解決するため、関係機関と密接に連携協力を図り、職場における人権啓発を推進する取組を行います。

(10)さまざまな差別や人権侵害

行動指針

①ハンセン病回復者、HIV、新型コロナウイルスなどの感染症など、様々な人権侵害についての啓発、連携

ハンセン病回復者、HIV、新型コロナウイルスなどの感染症や病気に起因するものやアイヌの人々などの先住民族に対する差別など、社会の様々な問題についての正しい知識の普及や偏見、差別意識の解消に向けた啓発を積極的に行うとともに、人権問題を解決するため、関係機関と密接に連携協力を図ります。

②犯罪被害者等の人権回復

犯罪被害者やその家族が受けた被害を回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう適切な相談体制を構築するとともに、加害者側である少年被疑者やその家族、保護観察対象者や刑期を終えて社会復帰する出所者への偏見や差別についても、大東・四條畷地区保護司会など関係機関と連携し、その支援や解消に努めます。

第4章 基本方針の推進にあたって

(1)市民の主体性発揮の推進

市民一人ひとりが人権尊重の意識を持ち、人権課題を積極的に解決するためには、行政が担う人権施策はもとより、市民・関係団体自らの取組、行政施策への理解と協力が必要です。

本市において人権文化をはぐくむまちづくりを進めていくためには、人権に関わる団体だけでなく、あらゆる主体が連携し、取組を進めていくことが重要です。

今後も、市民や市民団体、事業者、市などがそれぞれに求められる役割や責任、組織の態様の違いなどに応じて協働し、お互いを補い合うことで、人権文化をはぐくむまちづくりの実現に近づくことができます。

協働が行政主導となっていたり、行政の責任転嫁のためのもの、また過度な行政の関与により市民や市民団体の主体性を損なうことのないよう、住民自治の下にお互いの理解を深めると共に、到達点を共有し、お互いの役割、責務などの明確化を行い、対等なパートナーとしての関係を構築することをめざします。

(2)庁内推進体制の整備

これまでの章で、本市における主要な課題や人権行政確立に向けた基本的な方針などについて示してきました。

しかしながら、人権課題は多様化、複合化する傾向にあり、個別的な取組みのみでは解決困難なケースもあることから、本基本方針の理念である「人権文化をはぐくむまちづくりをめざして」の実現に向け、人権課題の解決に対しては、あらゆる行政分野の連携によって、総合的で実効性のある施策を実施する必要がある、その推進体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ、行政においては、市長をトップとし、以下副市長、教育長、理事級及び部長級職員で構成する人権施策推進本部と、各部署から選出された課長級職員で構成する人権施策推進委員会を設置し、全庁的かつ総合的な人権行政を推進しています。

さらに、原則主任級職員による人権施策推進リーダーを各課ごとに設置し、行政内の人権研修の体制を構築しているほか、特定の事項について調査研究を行うため、必要に応じて推進本部に人権施策推進リーダーを構成員とする専門部会を設置するなど、今後の市政を担う中堅職員を中心とした組織体制を整備しています。

これら行政と前述の市民、関係団体による主体的な取組等との関係性を表にまとめると、「行政と市民・関連団体等関係図」(別紙3)のようになります。

さらなる人権行政の推進にあたっては、あらゆる行政分野において、すべての職員が人権課題に対し正しい理解と認識を持ち、人権を尊重する視点に立った施策を行うことが必要であるため、今後とも体系的な人権研修を実施するなど、職員の人権意識の向上を図ります。

(3)取組内容の進捗管理の徹底

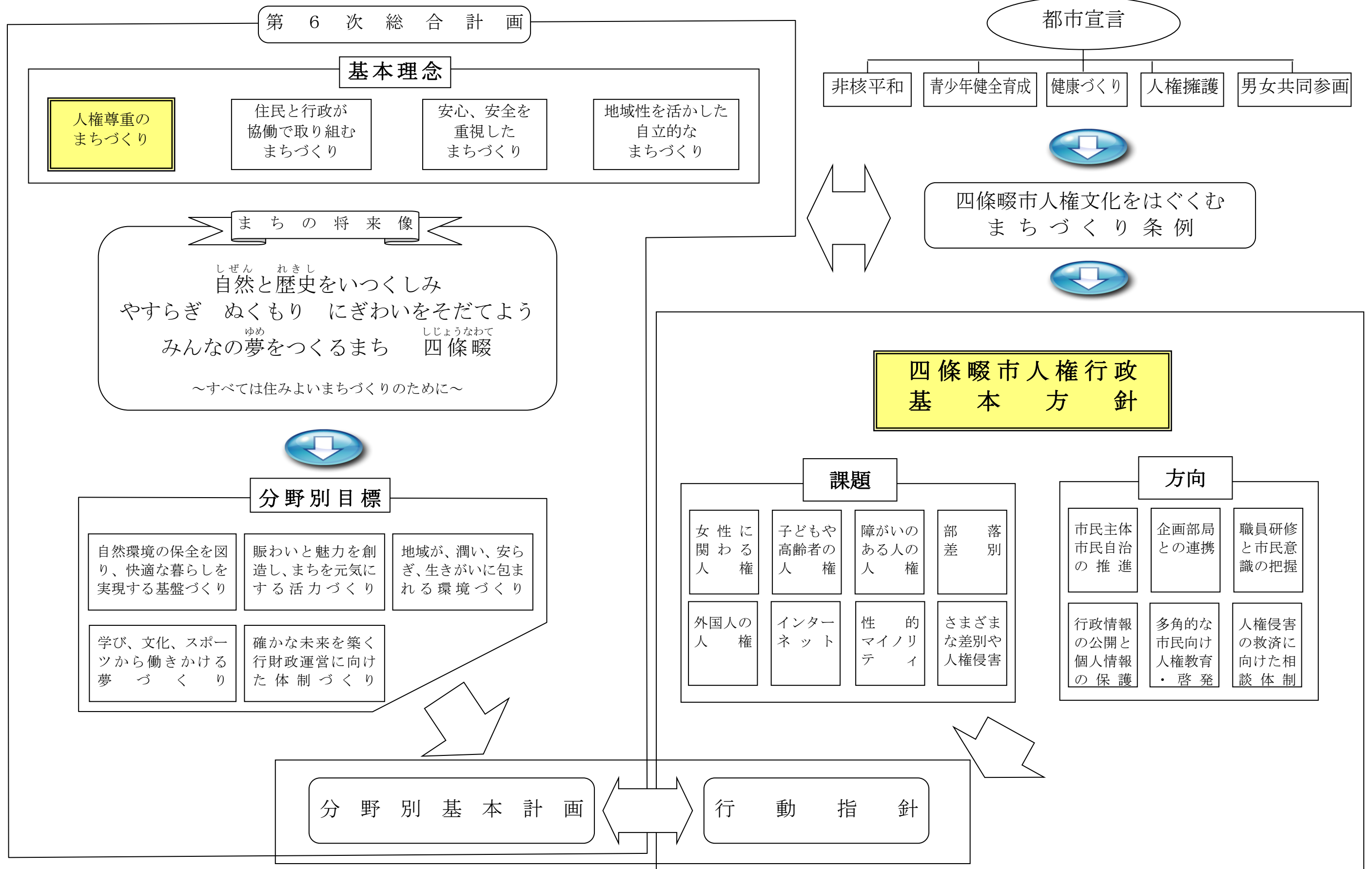
基本方針に即した取組は、全庁的な取組として市民との協働の推進を基本として進めていきますが、社会状況の変化により基本方針に掲げる内容そのものや基本方針に伴い整備した制度やしくみなどが実情に合わなくなることもあります。

市においては、担当部局を中心に、人権に関する情報の収集や市民の声などから実態を把握し、常日ごろから検証を重ね、実情に合った取組を行うとともに、職員個々においては、自らが行っている業務を人権尊重の視点で常に振り返る姿勢が大切です。

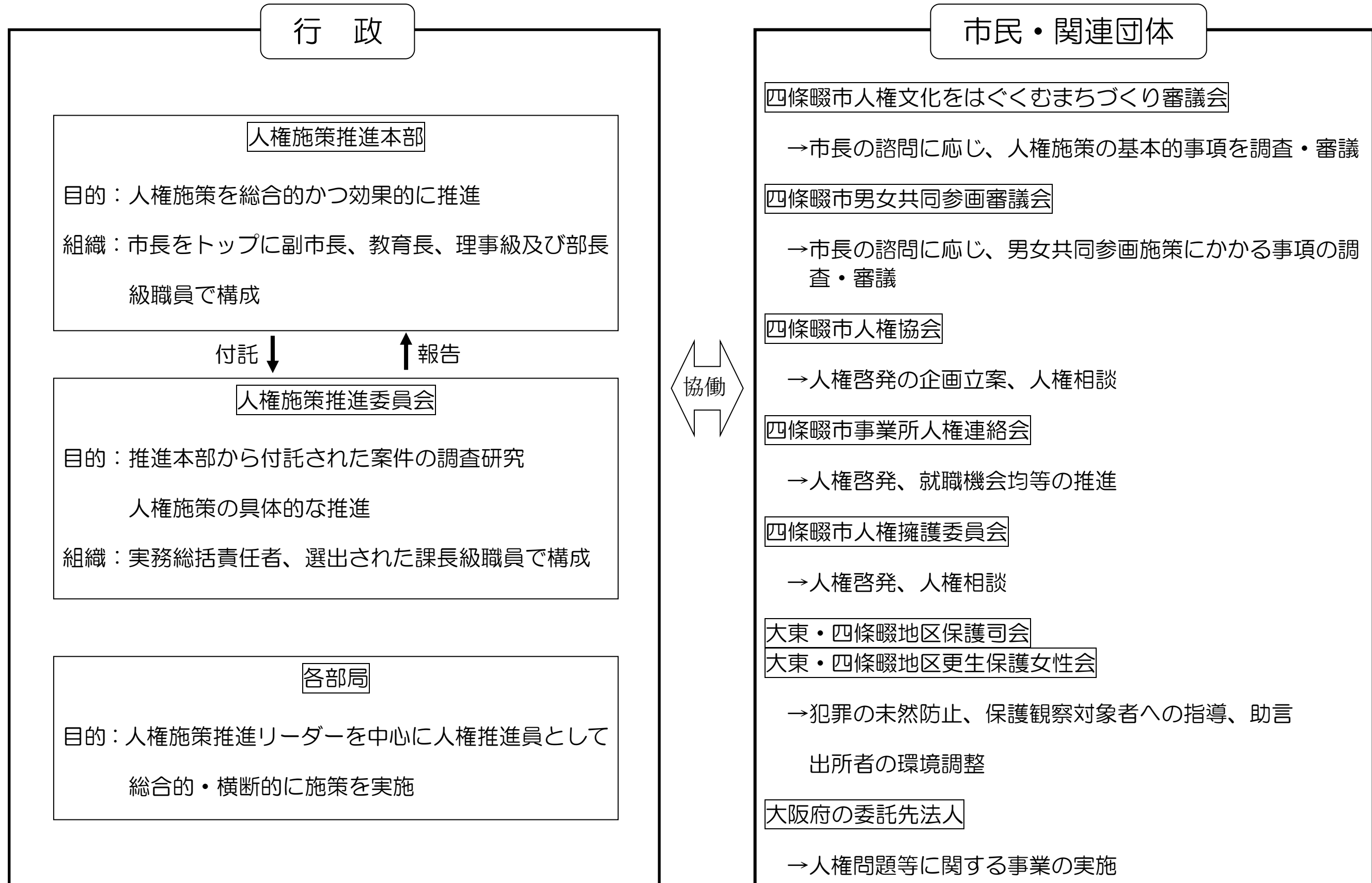
具体的な取組内容の進捗管理については、年度ごとに行動指針に基づき各部署から提出される目標や実績に基づき、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会からの意見を踏まえながら、評価や検証を徹底して行うことにより改善に繋げることで、効果的な施策の推進に努めます。

さらに施策の内容及び実施状況等についての透明性を図るため、市民に向けて毎年度1回公表します。

人権行政基本方針と第6次四條畷市総合計画との位置づけ



行政と市民・関連団体関係図



用語解説

(1)世界人権宣言(p.1)

第二次世界大戦の反省を踏まえ国連で採択された、基本的人権尊重の原則を定めたもので、全ての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

世界で初めて人権の保障を国際的にうたった、画期的なものとして知られています。

(2)人種差別撤廃条約(p.1)

1965年(昭和40年)に国連総会で採択された条約です。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適法な方法により遅滞なくとることなどを主な内容としており、日本は1995年(平成7年)に批准しています。

(3)国際人権規約(p.1)

世界人権宣言の精神に基づき、それを法的拘束力を持つよう条約化するものとして1966年(昭和41年)に国連総会で採択されたものです。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称であり、日本はA規約・B規約について、1979年(昭和54年)に批准しています。

(4)女子差別撤廃条約(p.1)

1979年(昭和54年)に国連総会で採択された条約です。

男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対する差別の撤廃について包括的に規定しており、日本は1985年(昭和60年)に批准しています。

(5)児童の権利条約(p.1)

1989年(平成元年)の国連総会で採択された条約です。

18歳未満のすべての子どもたちを人権の主人公として尊重し、独立した人格を持つ権利主体として人権を保障するとともに、子どもは心身が発達途上にあることから、特別に保護し、発達を支援する必要があることを基本に、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められており、日本は1994年(平成6年)に批准しています。

(6)障害者権利条約(p.1)

2006年(平成18年)の国連総会で採択された障害者の権利に関する条約です。

一般原則、一般的義務、権利実現のための措置、条約実施のためのしくみ

について定められています。

(7)SDGs(p.1)

Sustainable Development Goals、直訳すると「持続可能な開発目標」として、2015年(平成27年)の国連総会において加盟国の全会一致により採択された、2030年(令和12年)を期限に、持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標のことです。

17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念に、日本でも積極的に取り組んでいます。



(8)同和対策審議会答申(p.1)

1965年(昭和40年)に同和問題解決のため、法の下での平等の原則と保障を訴え、内閣総理大臣あてに出された答申です。部落差別の解消が国民的な課題であり、国の責務と明記したことで、答申以降の同和対策に大きな影響を与えています。

(9)同和対策事業特別措置法(p.1)

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969年(昭和44年)に制定された10年間の時限立法です。

国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定し、同和問題の解決のために積極的に取組みました。

(10)DV防止法(p.2)

配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律の略で、2001年(平成13年)に施行されました。

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護を定めています。

(11)女性活躍推進法(p.2)

2016年(平成28年)から施行された法律で、301人以上の常時被雇用者のいる企業に対し、行動計画の策定、女性の活躍状況の把握、公表を義務付けることで、女性の能力発揮、活躍できる環境整備の推進をめざしています。

(12)改正児童買春、児童ポルノ禁止法(p.2)

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性、併せて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰すると共に、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することになりました。1999年(平成11年)に施行されました。

その後、2004年(平成16年)改正により罰則が強化され、国際社会からの要請などもあり、2014年(平成26年)改正では単純所持も処罰の対象となりました。

(13)改正障害者差別解消法(p.2)

障害を理由とする差別を解消するために、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること、また障がい者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合に除去の実施について負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮をしないことを禁止しています。

(14)ヘイトスピーチ解消法(p.2)

2016年(平成28年)に施行された、正式名称を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と言い、特定の民族や国籍の人々への差別感情をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消に向けた取組について、基本的理念を定めるとともに、基本的施策を定めて推進することを目的としており、国及び地方公共団体の責務が明確にされています。

(15)部落差別解消推進法(p.2)

今もなお部落差別が存在することを明記した上で、情報化が進む中で新たな部落差別事象が生じてきていることを踏まえ、部落差別のない社会の実現を目的として、2016年(平成28年)に施行されており、国及び地方公共団体の適切な役割分担を踏まえた、地域に応じた施策に努めることがうたわれています。

(16)LGBT(p.2)

性的マイノリティのなかでも代表的な女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性別越境者(Transgender)を意味す

る頭字語で、性的少数者の意味としています。性的少数者にはこの他にも多くの種類があり、民間企業が実施する調査では日本におけるLGBT層の比率は約3～10%とされています。

(17)ハンセン病(p.2)

「らい病」「ハンセン氏病」とも呼ばれる感染症です。感染はらい菌の経鼻・経気道的による感染経路が主流ですが、伝染力は非常に低く、また、感染して発症しても現在の医学では適切な治療を行えば根治が可能であり、重篤な後遺症を残すことも、自らが感染源になることもありません。

(18)LGBTQ+(p.2)

性的マイノリティの種類を表す言葉として、従来のLGBTに加え、近年、自身の性的指向や性自認を決めない人や決めたくない人を「Questioning(クエスチョニング)」と呼んだり、元々は「変わった、奇妙な」などを表す言葉だった「Queer(クィア)」を当事者が前向きな意味で使い出したことを受けて、それぞれの頭文字の「Q」を加えたLGBTQやそれ以外にも性のあり方が多様にあるということまで含めて+を加えたLGBTQ+という言葉が生まれています。

(19)SOGIE(p.2)

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)を示す概念として、それぞれの頭文字をとってSOGI(ソジ)と言うこともあります。

LGBTQが性的マイノリティのみの種類を表す言葉であることに対して、SOGIは異性愛者を含めた全ての人の性的指向及び性自認そのものを表す言葉です。

さらに近年では、見た目の性と呼ばれる服装などの身に付けているものや仕草、言葉づかいなど示す概念としての性表現(Gender Expression)を加えてSOGIE(ソジー)と呼ぶこともあります。

(20)LGBT理解増進法(p.2)

正式名称を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」と言い、2023年(令和5年)に施行されました。

性的指向やジェンダーアイデンティティの理解増進に向けた基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割などが規定されています。

性的マイノリティだけでなく、マジョリティ側の安心にも配慮を求めるような条文であるなどの指摘があり、当事者や関係団体からは実効性に多くの問題があると指摘されています。

(21)改正男女雇用機会均等法(p.6)

元は1972年(昭和47年)に「勤労婦人福祉法」として制定・施行されましたが、女子差別撤廃条約批准のため、1985年(昭和60年)に現在の名称となりました。

制定当初は、企業の募集や採用、配置などに関する男女間の均等な取り扱いを努力義務としていましたが、1997年(平成9年)の改正では女性であることを理由とする差別的扱いの禁止が定められ、さらに2006年(平成18年)には男女ともに性別を理由とした差別的扱いが禁止されています。

(22)男女共同参画社会基本法(p.6)

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定め、1999年(平成11年)に施行された法律です。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

(23)女性活躍推進法(p.6)

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間の事業主の各主体における女性の活躍推進に関する責務等が定められています。

2022年(令和4年)に施行された改正法では、女性活躍推進のために事業主が策定する「一般事業主行動計画」の策定・届出義務のある事業主の範囲の拡大や、その後の制度改正では男女間の賃金格差の公表などが盛り込まれています。

(24)世界経済フォーラム(p.6)

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層たちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を解決し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした独立・非営利の国際機関です。

1971年(昭和46年)、スイスの経済学者クラウス・シュワブによって設立されました。

(25)いじめ防止対策推進法(p.9)

いじめが、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体の危険のおそれもあることから、2013年(平成25年)に制定されました。

(26)子どもの貧困対策の推進に関する法律(p.9)

2014年(平成26年)に、子どもの貧困の解消、教育機会の均等、次世代への貧困の連鎖の防止などを目的に施行されました。

教育費や親の就労に関する支援、実態調査の実施などを規定しています。

(27)こども基本法(p.9)

憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策

を総合的に推進することを目的に2023年(令和5年)に施行されました。

同法では、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の制定や子どもの意見の反映について規定されています。

(28)ヤングケアラー(p.10)

本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話、介護などを日常的に行うことを余儀なくされている18歳未満の子どものことです。

ヤングケアラーとなる要因としては、両親がいない家庭で祖父母の介護をしなければならない場合や、ひとり親家庭で料理や洗濯などの家事を自分がやらなければならない状況、また親がアルコールや薬物、ギャンブル依存症などの精神疾患を抱えており、生活や精神面でのケアをしているケースなど様々で、近年子どもの人権を侵害する事案のひとつとして社会問題となっています。

(29)高齢社会対策基本法(p.13)

1995年(平成7年)に施行されました。

高齢社会対策として、生涯にわたる就業やその他の多様な社会活動に参加する機会、社会の構成要員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、生涯にわたる健やかで充実した生活を営める豊かな社会を基本理念に置いています。

(30)高齢者虐待防止法(p.13)

高齢者の虐待防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めています。2006年(平成18年)に施行しました。

(31)高年齢者雇用安定法(p.13)

高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進、経済及び社会の発展に寄与することを目的に、「中高年齢者雇用促進法」として1971年(昭和46年)に施行され、1986年(昭和61年)に現在の名称となりました。

2013年(平成25年)施行の改正法により、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的に、定年後も働くことを希望する社員全員を継続雇用の対象とすることなどが義務付けられたほか、2021年(令和3年)の改正では、70歳までの就業機会確保が努力義務となっています。

(32)認知症基本法(p.13)

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加していることを踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目的に、2024年(令和6年)に施行されました。

認知症に関する基本的な考え方を定めるとともに、国や地方公共団体等の責務、基本的施策などが規定されています。

(33)心身障害者対策基本法(p.16)

心身障がい者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、心身障がいの発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障がい者福祉に関する施策の基本となる事項を定めており、1970年(昭和45年)に施行しました。

(34)障害者基本法(p.16)

1970年(昭和45年)に障害者の福祉増進を目的として施行された、障害者施策や制度についての基本的な考え方を示し、国及び地方公共団体等の責務を明記した法律です。

(35)障害者自立支援法(p.16)

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを定めており、2006年(平成18年)に施行されました。

(36)障害者虐待防止法(p.16)

2012年(平成24年)に施行されました。障がい者虐待の類型を定め、虐待防止のためのスキームを規定するとともに、虐待に対して通報義務を課しています。

(37)障害者総合支援法(p.16)

2013年(平成25年)、障害者自立支援法に代わる法として新たに施行されました。

障がい者の定義に難病等の追加、障害支援区分の導入のほか、ケアホームのグループホームへの一元化、障害者理解の研修、啓発を行う地域生活支援事業を支援対象にするなどを規定しています。

(38)障害者優先調達推進法(p.16)

2013年(平成25年)に施行されました。

障害者就労施設等が供給する物品等に対して需要増進を図るための法律です。国等に障害者就労施設等からの物品の調達、地方公共団体等には障害者就労施設等の受注機会の確保の措置について努力義務を課しています。

(39)アウティング(p.20)

本人から了解を得ず、秘密を言い広めるという意味を持つ英単語outing(アウティング)から来ているカタカナ言葉で、近年インターネット上において、特定の個人が部落出身者であることや、本人の性自認・性的指向などの本人が望まない情報を無断でWEB上に掲載する人権侵害事案などが発生しています。似た言葉として本人が自ら自己に関する情報を公開するカミングアウトがあります。

(40)情報流通プラットフォーム対処法(p.25)

深刻化するインターネット上の人権侵害事案へ対応するため、従来のプロバイダ責任制限法に、誹謗中傷を受けた被害者を救済するための「対応の迅速化」と「運用状況の透明化」が加えられた、2024年(令和6年)に公布された法律です。

一定規模以上のプラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の流通防止措置等の義務が課されたほか、義務に違反した場合の罰則規定が設けられています。

(41)性同一性障害特例法(p.27)

医師の診断、18歳以上、婚姻していないなど、一定の要件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更を可能とするとして2004年(平成16年)に施行された法律です。2023年(令和5年)、性別を変更する要件の1つである「生殖腺や生殖機能がないこと」が違憲である旨の判決が出されています。

(42)労働基準法(p.29)

1947年(昭和22年)に制定された、国内で初となる本格的な労働者保護の法規です。これまで30回を超える改正を行い、時代に即した労働条件の改善をめざしています。

(43)職業安定法(p.29)

1947年(昭和22年)に、個人の能力に適合する職業に就く機会、産業に必要な労働力の充当をもって職業の安定とともに、経済及び社会の発展の寄与を目的として施行されました。

(44)過労死等防止対策推進法(p.29)

2014年(平成26年)に施行されました。過労死等の防止対策を推進することで、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を目的としています。

(45)CSR(p.29)

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)のことです。株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、さらには地域住民といった利害関係者の利益を最大にするという意味で単なる社会貢献、法令順守という意味にとどまらず、広い概念として認識されています。

(46)アイヌ施策推進法(p.32)

アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などを盛り込んだものとして、2019年(令和元年)に施行されました。

アイヌの人々が民族の誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的に掲げており、これを受けて同年政府は、国有林での樹木採取や川でのサケ漁などアイヌの独自文化が継承されるよう、基本方針の閣議決定を行っています。

(47)犯罪被害者等基本法(p.32)

犯罪被害者等のための施策に関して、基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項等を規定しており、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的としています。

(48)少年法(p.32)

1948年(昭和23年)に、少年の保護と更生、再教育を目的に施行されました。

少年犯罪の凶暴化、低年齢化の傾向に伴い、少年院送致の対象年齢や刑事処分の可能年齢などが引き下げられ、厳罰化の傾向にあります。

(49)優生保護法(p.32)

優生思想・優生政策上の見地から不良な子孫の出生の防止を目的に1948年(昭和23年)に施行されました。

しかし、1996年(平成8年)に優生思想に基づく部分は障がい者差別であるとして削除され、母体保護法に改題されました。

(50)らい予防法(p.32)

ハンセン病であるらいの予防及びらい患者への適正な治療を目的に1953年(昭和28年)に施行されましたが、優生思想に基づく隔離政策であり、特効薬が開発された後も、長く隔離が行われました。

(51)市民的権利と自由(p.35)

ヨーロッパで16～18世紀頃に生まれた自由権(表現・信教・職業選択・居住・移転の自由など)、に産業革命以後の19～20世紀に生まれた社会権(労働・教育・社会保障・労組・ストの権利等)などを加えた権利を総じて市民的権利と言うのに対し、自由とは国家や権力などにとらわれることなく、自分で考え、決定し、行動することができる状態のことを言います。

国などの地域単位で獲得してきた市民的権利に対し、基本的人権として保障される自由は、国境や人種などを超えた全ての人を対象とします。

(52)個人情報保護法(p.36)

氏名や性別、生年月日、住所などの個人情報は、それらを活用することで行政や医療、ビジネスなど様々な分野においてサービスの向上や業務の効率化を図ることができるため、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を守ることを目的として、2005年(平成17年)に施行されました。法の中では、個人情報の定義や取得、保有する情報の開示、非開示のルールなどが定められています。

(53)プライバシー権(p.36)

プライバシーとは、「個人の秘密にしたい情報」や「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」を言い、プライバシー権とは「他人から干渉・侵害

を受けない権利」や「自己の情報をコントロールする権利」を言います。

憲法13条の解釈により保障される基本的人権の内容のひとつとされていますが、明文化はされておらず、法解釈や判例により確立されてきたものです。

参考資料

四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例

平成 15 年 12 月 11 日

条 例 第 20 号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言はうたっています。このことは、すべての人が基本的人権を享有し、法の下に平等であると定めている日本国憲法と共通の理念であります。本市は、世界人権宣言45周年にあたる平成 5 年に人権尊重の思想をはぐくみあい、実践することを決意し「人権擁護都市」の宣言をいたしました。しかし、今なお人としての権利を踏みにじるような差別事象が見られるのが現状です。

市民一人ひとりとはかけがえない存在であり、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い多様性を尊重することが必要です。性別、障害の有無、社会的出身、あるいは人種や民族など本人が選ぶことができない事柄によって人としての生き方の可能性が不当に制約されたり、差別されることのない社会を築く必要があります。

市民すべてが自分らしさを輝かせ、様々な異なりをもった他者との出会いを通じて社会参加できる人権文化豊かな四條畷市の創造をめざして、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権文化をはぐくむまちづくりのため、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を積極的に推進し、すべての市民の人権が尊重される人権文化豊かな社会の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権が尊重される社会をめざして人権の文化をはぐくまれるまちづくりの実現に努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため、国、大阪府をはじめ、人権関係団体等との連携を図り、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発、教育並びに人権問題に関する情報の収集及び提供等人権に関する施策を積極的に推進し、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(人権文化をはぐくむまちづくり審議会)

第5条 市に、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する基本的事項を調査及び審議する。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(補 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から起算して6月を越えない範囲において規則で定める日から施行する。

四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例(平成15年条例第20号)第5条第7項の規定に基づき、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部人権・市民相談課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第7号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員名簿
(令和6年8月現在)
(会長及び副会長以下五十音順、敬称略)

名 前	所属組織等
会長 くぼ まこと 窪 誠	大阪産業大学 教授
副会長 かわえ ふみよ 河江 文代	四條畷市人権擁護委員会
あおやぎ み き 青柳 美喜	四條畷市人権協会 相談員
すずき ひでたか 鈴木 英孝	四條畷市事業所人権連絡会
たなか き み こ 田中 喜美子	四條畷障害福祉視覚協会
ひらた こうじ 平田 光司	市民公募委員
みなみはた み き 南 畑 美貴	四條畷市人権協会 相談員
もりた のりこ 森田 紀子	四條畷市人権擁護委員会
やまもと としひで 山本 敏秀	市民公募委員、元人権擁護委員会
よしだ かずや 吉田 一矢	四條畷市人権協会 会長

四條畷市人権施策推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 本市の人権啓発をはじめとするあらゆる人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、四條畷市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)同和問題をはじめとする人権問題に関する基本的事項に関すること。
- (2)男女共同参画施策に関する基本的事項に関すること。
- (3)人権施策の実施についての総合調整に関すること。
- (4)職員の人権意識の高揚、人権研修に関すること。
- (5)その他あらゆる人権施策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長または教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、理事級及び部長級の職にある者をもって充てる。
- 5 推進本部に実務総括責任者を置き、本部員のうち人権政策担当部長をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副市長である副本部長がその職務を代理する。
- 3 実務総括責任者は、推進本部の実務を総括する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 推進本部は、本部長または副本部のいずれか及び本部員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進本部の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(人権施策推進委員会)

第6条 推進本部に人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)推進本部から付託された案件の調査研究に関すること。
 - (2)第2条に規定する推進本部の所掌事務に関すること。
 - (3)その他推進本部が必要と認めた事項に関すること。
- 3 委員会は、実務総括責任者及び別表1に掲げる課の長をもって組織する。
- 4 委員会に委員長を置き、実務総括責任者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 推進本部に、事務の執行に必要な特定の事項について調査研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、人権施策推進リーダーにより組織する。

(意見聴取)

第8条 推進本部及び委員会は、必要に応じて、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶 務)

第9条 推進本部、委員会及び専門部会の庶務は、人権政策所管課において処理する。

(補 足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定

める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。

別表1(第6条関係)

企画広報課
総務課
人事課
財政課
地域振興課
人権・市民相談課
市民課
都市政策課
こども政策課
福祉政策課
生活福祉課
高齢福祉課
障がい福祉課
保健センター

学校教育課
スポーツ・青少年課
議会事務局

暇市地第988号
令和6年10月16日

四條暇市人権文化をはぐくむまちづくり審議会

四條暇市長 東 修平

四條暇市人権行政基本方針（素案）について（諮問）

四條暇市人権行政基本方針について、令和7年度で期間満了を迎えることに
伴い、この間の社会情勢の変化に対応したものとするため、別添四條暇市人権
行政基本方針（素案）について、四條暇市人権文化をはぐくむまちづくり条例
第5条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和7年4月4日

四條畷市長 錢谷 翔 様

四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会
会長 窪 誠

四條畷市人権行政基本方針（案）について（答申）

令和6年10月16日付け、畷市人第988号で諮問いただいた四條畷市人権行政基本方針（素案）について、本審議会において全3回に亘り慎重に議論を重ねた結果、別添の四條畷市人権行政基本方針（案）に下記意見を添え、答申といたします。

記

- 1 四條畷市人権行政基本方針の具体化、運用に際しては、課題に対する対策を講じることがもとより、積極的な権利保障を行っていく観点から、能動的な取組を行うことができるよう職員の意識改革に努めること
- 2 子どもや高齢者、障がい者など、本基本方針に掲げる個別の人権課題に紐づく条例や各種計画については、可能な限り実施計画を策定するなどにより、実効性を担保する仕組みについて検討すること
- 3 女性だけでなく、男性の人権についても、必要に応じて個別の人権課題のひとつとするなど、社会情勢を踏まえ適宜見直しを行うこと
- 4 人権に関する実態把握を目的として実施するアンケート調査については、前回調査との比較分析ができるよう質問内容について考慮するとともに、紙による調査を行うよう努めること。